

平成27年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成27年3月11日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

事務局長 益 塚 敏  
書記 山 崎 直 文  
書記 鷺 見 良 子  
書記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 説明員

市長 加 藤 剛 士 君  
副市長 佐々木 雅 之 君  
副市長 久 保 和 幸 君  
教育長 小 野 浩 一 君  
総務部長 白 田 進 君  
市民部長 三 島 裕 二 君  
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君  
経済部長 川 田 弘 志 君  
建設水道部長 中 村 勝 己 君  
教育部長 小 川 勇 人 君  
市立総合病院事務部長 松 島 佳 寿 夫 君  
市立大学局長 鹿 野 裕 二 君  
営業戦略室長 常 本 史 之 君  
上下水道室長 天 野 信 二 君  
会計室長 山 崎 真 理 子 君  
監査委員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（19名）

議長 19番 黒 井 徹 議員  
副議長 14番 佐 藤 勝 議員  
1番 川 村 幸 栄 議員  
2番 高 野 美 枝 子 議員  
3番 塩 田 昌 彦 議員  
4番 山 田 典 幸 議員  
5番 竹 中 憲 之 議員  
6番 佐 藤 靖 議員  
7番 奥 村 英 俊 議員  
8番 上 松 直 美 議員  
9番 大 石 健 二 議員  
10番 高 橋 伸 典 議員  
11番 川 口 京 二 議員  
12番 佐々木 寿 議員  
13番 熊 谷 吉 正 議員  
15番 日 根 野 正 敏 議員  
17番 山 口 祐 司 議員  
18番 駒 津 喜 一 議員  
20番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（1名）

16番 植 松 正 一 議員

1. 事務局出席職員

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、植松正一議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

3番 塩田昌彦議員

6番 佐藤靖議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

教育委員会改変について外3件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） おはようございます。まず最初に、東日本大震災と福島原発事故から4年が経過いたしました。改めて犠牲となられた方々に哀悼の意を表すとともに、被災された皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。1点目、教育委員会改変について伺います。2011年の大津市いじめ自殺隠蔽によって国民的批判が起きました。教育委員会そのものの廃止に向かう動きもありましたが、廃止に対して広範な人々から反対され、廃止は見送られ、制度を残した上で首長の関与等を強める教育委員会関連法案が強行されました。そこで、よりよい教育委員会を築くために伺いたいと思います。改正法では、1つ、首長任命の新教育長、2つ、首長の教育大綱制定権、3つ、総合教育会議の3つの新しい仕組みが加わりました。教育委員会が制度的には残されましたけれども、形骸化させずに住民の悩みや要求を吸い上げて活動する住民の

自治の機関として改革、活性化させることや教育委員会の独立性、自主性を生かすことが望まれるところですが、子供を中心に据えた教育行政を求めるところですが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

2つに、道徳教育のあり方について伺います。道徳の教科化は、昨年10月、中央教育審議会でのいじめ問題への対応などを理由に打ち出されました。道徳でいじめ対策に疑問、道徳の教科化でいじめ解決できないと教育関係者などから疑問や危惧する声が上がっていますし、また保護者の間からは小学校1、2年生から愛国心が盛り込まれていることへの不安の声も聞かれているところであります。そこで、1つ目に道徳の教科化について教育委員会の考えをお伺いしたいと思います。

2つ目に、学校、家庭、地域社会との連携を深めた教育の振興について伺います。教育行政執行方針の最後で述べられていますが、これまで以上に学校、家庭、地域社会との連携を深めながらとあります。山形県では、地域の皆さんの思いを寄せて少人数学級実現の運動が起り、2002年度から小学校全学年を3年間で21から33人の少人数学級編制にするというさんさんプランを導入しています。いじめの発件数が35人以下学級以外の県より少なくなったり、不登校児童の出現率が年々減少している、このような効果があらわれています。学校、家庭、地域社会との連携を深めた教育こそがいじめをなくしていくことにつながると考えますが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

大項目3つ目、地域福祉の推進強化をお伺いしたいと思います。1つに、生活困窮者等の実態調査と把握を求めるものです。行政執行方針では、生活困窮者自立支援事業、自立相談支援事業や住宅確保給付金事業、自立に向けた支援を行うとあります。支援を行うためには、どのような状態にあるのか実態を調査し、実態把握が必要です。生活困窮者といえは、独居高齢者や高齢夫婦世帯、

ひとり親世帯、特に母子家庭、そして成人のひきこもりなど支援を待っている方々が多いのではないのでしょうか。実態調査等では、社会福祉協議会が行っているところもあるように聞いています。名寄では、名寄大学の地域からケアの未来を開く、この力に依拠したいと思います。地域の町内会や民生委員さんの情報も大きいかと思います。こういった皆さんのお力もかりながら実態調査を進めるお考えはあるのかなのか、どのように進めるのかお聞かせをいただきたいと思います。

4点目、高齢者無料バス券を。コミュニティバスの運行については、視察先の事例も紹介しながら幾度か路線、料金等の提案をさせていただいてきたところですが、実証運行も平成27年度で終わり、本市の交通体系のあり方について検討されるとの執行方針が示されました。そこで、1つ目に高齢者の皆さん方の移動手段への支援を求めるものであります。年配者の方から前のように無料バス券があれば助かる、こんな声が多く寄せられています。お考えをお聞かせください。

2つ目に、バス路線について伺います。この間バス路線については、多くの御意見や御要望等あったかと思えますけれども、再度北斗団地内の停留所設置のお考えお聞かせいただきたいと思えます。また、大学方面から名寄駅方面への便がありません。大学生の意向調査等必要ではないかと考えますが、お考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） おはようございます。ただいま川村議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び2につきましては私のほうから、大項目3及び4につきましては健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしく願います。

最初に、大項目1の教育委員会改変について、

小項目1のよりよい教育委員会を築くためにつまきましてお答えいたします。このたび地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、本年4月1日から施行されることになりました。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携強化、地方に対する国の関与の見直しなどの観点から行われたところでございます。具体的には、教育行政の責任を明確にするため教育委員長と教育長を一体化した新たな責任者、新教育長を置く、新教育長は首長が議会の同意を得て直接任命、罷免する、新教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表し、任期を3年とする、ただし教育委員長の任務と任期は現在の教育長の任期終了までは継続するとしたこと、また総合教育会議を設置し、大綱を策定するために首長と教育委員会により構成される総合教育会議を首長が設置し、その会議を首長が招集する、首長は総合教育会議において教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱を策定することとしたこと、さらには国の地方公共団体への関与の見直しとしていじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命または身体への被害の拡大または発生を防止する緊急の必要がある場合に文部科学大臣が教育委員会に対して指示できるようにしたことなどであります。これらは、首長が民意を代表する立場であることや教育委員会の所管事項に関する予算の編成、執行や条例提案などの権限を有していること、また近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との連携が必要になってきていることなどから、地域住民の意向をより一層反映させる仕組みと地方公共団体における教育と文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として改正されたものと考えているところでございます。

大項目2の道徳教育のあり方について、小項目1の道徳の教科化についてお答えいたします。道

徳教育を通じて育成される道徳性は、豊かな心だけでなく、確かな学力や健やかな体の基盤ともなり、児童生徒の生きる力を育むものであります。その意味で道徳教育は、本来学校教育の中核として位置づけられるべきものであります。学校の教育目標に即して充実した指導を重ね、成果を上げている取り組みがある一方で、例えば道徳教育のかなめである道徳の時間においてその特質を生かした授業が行われていない場合があることなど、多くの課題が指摘されているところであります。また、児童生徒がいじめ問題などに主体的に対処することのできる実効性ある力を育成していく上で道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められております。このような認識のもと文部科学省では、教育再生実行会議における平成25年2月の第1次提言を踏まえ、道徳教育の充実に関する懇談会を設置し、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みによる教科化のあり方など、道徳教育の改善、充実方策について幅広く検討を行い、昨年2月に中央教育審議会に諮問いたしました。中央教育審議会では、専門的な検討を重ね、昨年10月、道徳に係る教育課程の改善等についての答申を行いました。この答申を受けて本年2月に文部科学省は、学習指導要領の一部改正案を公表しているところでございます。改正案では、道徳教育の充実を図るために道徳の時間を特別の教科、道徳として新たに位置づけ、その目標、内容、教材、指導方法、評価等について見直しております。目標では、自己の生き方を考え、主体的な判断力のもとに行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基礎となる道徳性を養うこととしております。内容については、1つは自分自身に関すること、2つ目は人とのかかわりに関すること、3つ目は集団や社会とのかかわりに関すること、4つ目は生命や自然、崇高なものとのかかわりに関することの4つの視点の意義を明確にするとともに、小中学生の発達段階に応じて例えば自分自身に関することでは善悪の判断、自立、

自由と責任、人とのかかわりに関することでは親切、思いやりなどのキーワードを示しております。また、生命倫理や情報モラルといった現代的課題の扱いを充実しているところでございます。教材については、検定教科書を使うこととなりますが、生命の尊厳、各地域に根差した郷土資料、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とした多様な教材をあわせて併用することを重視しております。指導方法につきましては、児童生徒が多様な感じ方や考え方をする中で考えを深め、判断し、表現する力を育むことができるよう問題解決的な学習等を取り入れるなどの工夫を求めています。また、評価については、道徳性は極めて多様な児童生徒の人格全体にかかわるものであることから、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努め、数値による評価は行わないとしているところでございます。その他、道徳科の授業公開、家庭や地域との連携の強化なども示されております。今後文部科学省は、本年3月末に学習指導要領の一部を改正する告示をし、平成27年度から改正後の学習指導要領の内容による授業を可能とし、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から検定教科書を使った道徳の授業を実施する予定としているところでございます。

次に、学校、家庭、地域社会との連携を深めた教育の振興についてお答えいたします。議員御指摘のように、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体など生きる力を育てることやいじめや不登校等の問題を解消するためには、学校と家庭や地域社会が連携して取り組むことが極めて重要であると考えております。例えば児童生徒に基本的な生活習慣を身につけさせるためには、学校と家庭が連携して日常生活の中で繰り返し指導することが大切であります。また、豊かな心を育てるためには、地域社会の中でボランティア活動や自然体験活動などに実践的に取り組ませることも大切であります。現代的課題である情報モラルに

ついても、学校と家庭が一体となって携帯電話等のフィルタリングの取り組みや使用上のルールづくりなどを進める必要があります。また、学力向上や体力向上の取り組みにつきましても家庭と協力し、早寝早起き朝ごはんの取り組みやテレビゲームをする時間、携帯電話などを使う時間を少なくする取り組みなどを通して生活のリズムを整え、子供が集中して学習できる環境づくりやスポーツ以外にも家の手伝いを勧めるなど、日常の運動習慣等の改善を図る取り組みを進めることが大切です。このため教育委員会では、昨年名寄市家庭教育資料改訂版「子どものよりよい育ちのために家庭で取り組む7つのポイント」を作成しまして、各学校を通して家庭に配付したところがあります。この資料では、1つ目には朝食を食べる習慣、2つ目には節度ある生活習慣、3つ目には家庭で学習する習慣、4つ目、読書に親しむ習慣、5つ目、運動する習慣、6つ目、自尊感情を育むこと、7つ目、いじめは絶対許されないと教えること、この7点について本市の児童生徒の学習や生活の状況をお知らせし、家庭で取り組む際のポイントを示しているところがあります。教育委員会といたしましては、このような資料を活用しながら各学校では児童生徒の実態に応じたより具体的な取り組みを行っていただき、児童生徒を健やかに育てていきますよう家庭や地域の皆様に御協力をお願いしてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目3の地域福祉の推進強化を、初めに小項目1の生活困窮者等の実態調査と把握について申し上げます。

生活困窮者自立支援法が本年4月に施行され、生活困窮者自立支援制度が始まります。この制度は、さまざまな事情により生活を営むのが困難になっている方などに生活保護に至る前にそれぞれの状況に合ったサポートをすることで自立に向か

っていただけるよう支援を行います。本市におきましては、平成27年度は自立相談支援事業と住居確保給付金の支給事業を実施するために現在相談実施機関や協力関係機関との協議を進めております。相談の業務は、名寄市社会福祉協議会へ業務委託し、相談を通じて一人一人の生活上の問題や悩みを確認、整理します。次に、本人の意思を確認しながら、一緒にプランを作成し、プランに沿った支援を継続的に実施します。また、住居確保給付金の支給事業については、離職により住宅を失った方やそのおそれが高い方に対して、所得制限はありますが、有期で家賃を給付するものです。仕事のこと、お金のこと、生活のこと、健康のことなどさまざまな困難や悩みを抱えている方々を把握するために市の納税相談窓口や地域包括支援センターの総合相談窓口、ひとり親家庭、障害のある方、生活困窮の方の総合相談窓口を初め、関係機関の相談窓口の消費生活相談、法律相談、社協の心配事相談窓口や市内に4カ所ある障害者の相談支援事業所などとの連携を強化して本制度につないでいただくことが必要となります。さらには、障害に関する訪問相談、高齢世帯への訪問相談、保健、健診の訪問相談、子育て支援に関する訪問相談などを通じて各家庭が抱えている困り事や悩み事の把握に努めてまいります。新制度が始まる4月からは、市の各部署が把握している情報を持ち寄り、庁内連携会議を開催することにより困り事や悩み事の情報の共有化と支援の検討を進めてまいります。さらには、外部の関係機関であります名寄公共職業安定所、名寄保健所、名寄市社会福祉協議会、名寄市民生委員児童委員連絡協議会などで構成される自立支援ネットワーク会議を開催し、連携を強化しながら庁内連携会議や自立支援ネットワーク会議を通じて複合的な課題を抱えた個人や家族に寄り添いながら利用できる制度へつなげる体制の構築に努めてまいります。また、相談窓口や新制度の周知につきましては、広報やホームページへの掲載、チラシの作成、A

ir てっしによる制度周知の放送やなよろ福祉相談ガイド改訂版の発行を行うことにより広く市民の方への周知を図ってまいります。今後民生委員児童委員、町内会、保健推進委員などへの説明を行い、さらなる連携を図るとともに、地域見守りネットワークや町内会ネットワーク事業を通じての対象者の見守りや発見が重要であると考えておりますので、さらなるネットワークの構築を進めながら今後も継続した対象者の把握や情報収集に取り組んでまいります。

次に、大項目4の高齢者無料バス券を、小項目1の高齢者の移動手段への支援について申し上げます。高齢者に対する交通費助成は、平成4年度から平成17年度まで旧名寄市において名寄市高齢者交通費助成事業として市内の路線バスや鉄道路線に対して実施されておりましたが、交通機関を利用できない地区もあり、制度上に公平さを欠くことが市民から御指摘をいただき、平成17年度末をもって廃止した経過がございます。福祉施策によります高齢者の移動手段の支援につきましては、重度障害者ハイヤー料金助成事業において身体障害者手帳1級、2級と3級の一部と療育手帳Aをお持ちの方を対象に実施しておりまして、昨年度の実績では791人の対象者に対し480人の方に交付し、うち65歳以上の方は367人でありました。また、臥床した状況などにより一般の交通機関を利用することが困難な方に対しては、通院等の際にリフトつきワゴン車で送迎する外出支援サービスを市内全域で実施しております。高齢者の無料バス券については、交通機関を利用できない地区の方との公平性を担保できないため実施は困難と考えておりますが、平成27年度でコミュニティバスの実証運行が終了となることから、利用負担のあり方も含めて今後さまざまな検証が必要となるものと考えております。

次に、小項目2のバス路線について申し上げます。平成24年7月にコミュニティバス実証運行事業を開始する以前は、市街地を循環する3路線

全てが時計回りで運行しておりましたが、実証を行うに当たり有識者やバス事業者等で構成する名寄市地域公共交通活性化協議会においてより効果的、経済的でわかりやすい路線について検討を行っていただいた結果、両方向回りの運行とした場合は一方向と比べバスの台数を倍にふやす必要があるため経済的に難しく、また冬期間は積雪のためバスのすれ違いが困難となることから、コミュニティバス路線につきましては一方向のみの運行とするとともに、他の市内循環バス路線とは逆方向の反時計回りで運行することで利便性についても確保しようとしたものでありますので、御理解願います。また、新たなバス停の設置につきましては、さまざまな地区の方から御意見、御要望がございますが、北斗団地、大橋区方面につきましては平成27年6月に北斗団地付近にて市道工事の予定があり、工期に合わせてバス路線の大橋区への迂回が必要となるため、その間臨時のバス停を設置し、利用状況についての調査を行う予定であります。なお、コミュニティバス実証運行事業につきましては平成27年度で終了するため、この間の利用実績や公共施設との接続、また地域公共交通活性化協議会を初め、大学生を含め市民意見も踏まえながら効果的、効率的な市内循環バスの運行について検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問等させていただきたいと思っております。

まず、教育委員会改変、また道德教育のあり方について再度御質問をさせていただきたいと思っております。教育委員会がなくなってしまうのではないかと、当初そんな不安もあったところではありますが、先ほどもお話ししましたように制度が残っているといったところ辺は、私たちはよりよい教育委員会を地域の皆さんとともにつくっていきたい、その思いを大きくしているところであります。

す。それで、教育委員会本来の役割は何だったのかということと、また教育委員会制度が戦後なぜできたのか、こここのところを議論していくことが必要かなというふうに思っています。役割というところでは、1948年、戦後制定された教育委員会法なのですが、教職員の配置でありますとか、学校の設置や教科書、教材や教具、給食の実施、公民館や図書館など教育条件の整備が本来の役割というふうに私は押さえています。そして、教育への政治支配を許さないためにも教育委員会が教育の自由と自主性を守る本来の役割を果たすことが重要だというふうに考えています。また、なぜできたのかというところでいいますと、昨年4月に文科省の委員会の中での答弁があります。教育委員会制度発足のときの3つの根本方針、1つが中央集権でなく地方分権であること、2つに民意の反映を大事にすること、3つに一般行政からの独立、このことは改正が行われても変わらないということが文科省からの答弁で出されています。この点についてお考えを聞かせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今御指摘のとおり、我が国の教育行政、特筆すべき教育委員会制度、これが昭和23年に発足しているところでございまして、ただいま65年を経過したというところでございます。今御指摘にありましたように、私もこの制度につきましては新憲法下のもとで民主化と地方分権化、そして民意の反映、そして教育の自主独立を柱とする新しい教育制度として発足したものと、そういう認識をしております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） そういった中で私たち日本共産党は、昨年4月、教育委員会の改革と活性化のための提案をさせていただいています。何点かあるのですけれども、主に教育委員会が直接住民の要求をつかみ、行政チェックをする、また2つに教育委員会が活動するための条件整備、政

治介入から教育の自由と自主性を守る、憲法と子どもの権利条約を生かすなどを提案をさせていただいているところであります。これらのことは、実は私この法律の一部を改正するに当たっての文科省の初等中等教育局長の名で出されている通知の中でも細かく指摘がされているなというふうに思っています。例えば地域の皆さんの民意を十分に反映させるというところでは、教育委員会の現状に関する調査の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介やアンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取り組みが有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があると、このように書かれているわけです。留意事項が本当に細部にわたって書かれています。こういった部分も含めて、私は本当によりよい教育委員会にしていく方向性が見えてくるなというふうに思っています。また、教育委員会の今回の取り組みの中では3つの新しい仕組みが加わったわけですが、その中で新教育長に対する提言、また教育大綱制定権、また総合教育会議に対してのいろいろな留意点についても事細かに出されているわけですが、例えばその意思決定は教育長及び委員による会議において多数決で決められるのだということ、また大綱の定義では地域の実情に応じて大綱を策定していく、首長の権限ではないというようなことであるとか、総合教育会議は地方自治法上の附属機関には当たらないと、このように記載がされているところであります。この点について教育長のお考え等お聞かせいただければと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 議員も御承知のことと思いますけれども、教育委員会制度は戦後発足して以来何回か制度改正を経て現在に至っておりますけれども、その意義や役割、これは不変なものと考えております。まず、教育に求められる要件としては、今御指摘にもありましたけれども、政

治的中立性の確保でありますとか、継続性、安定性の確保、そして地域住民の意向の反映ということになっておりますし、また教育行政に求められるものといえども首長からの独立性、合議制、住民による意思決定、いわゆるレイマンコントロールが不可欠となっているという認識をしているところでございます。今回の制度改正におきましては、政治的中立性の確保、特に首長からの独立性が危惧されることから、さまざまな意見が出されたところでございますけれども、教育委員会は引き続き執行機関として教育行政をつかさどるということになっておりますし、総合教育会議におきましても首長と教育委員会が協議、調整は尽くしますけれども、最終的な執行権限は教育委員会にあるということになっていることなど、現状の教育行政の中立性や独立性はしっかりと担保されていると、そういう認識でおります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） やはり教育の主人公は子供たちということで、子供たちを中心に据えた教育行政進めていっていただきたいし、また地域住民として一緒によりよい教育委員会を築くために知恵も出し合いながら進めていきたい、そんなことを思っているところであります。

続いて、道徳教育ですが、かかわっているのかなというふうに思っています。道徳の教科化、非常に疑問や危惧する、また不安の声が寄せられているところであります。先ほど御答弁いただいた中にも生きる力をつけるということでありましたけれども、私は基本的人権の尊重、このところが弱いように感じています。子供の権利条例の制定を求めてきましたけれども、この子供の権利条例を基本に据えた教育が進められることが望ましいというふうに強く思っているところであります。先ほどの御答弁の中で今回新指導要領の中で実施が小学校で2018年度、中学校で2019年というふうにおっしゃって、ただ全部またはその一部が2015年度から前倒しで実施ができると、

そういう可能性があるとしながらというふうに御答弁にもあったかなというふうに思っています。その場合、今文科省が作成した教材「私たちの道徳」、これが使用されていくのかなというふうに思っています。国が作成し、検定も経ていない教材が事実上の教科書として使われることになりかねないという不安があります。指導要領の改訂、専門家による検定を行うのが通例ですけれども、文科省はその過程を経ずに策定をし、いじめ対策は喫緊の課題なので、通常とは別のルールに沿って進めてきたというふうに言っているわけですが、これでは道徳の教科化は国が定めた基準でつくられた検定教科書を使って教え、国の定めた観点で子供たちを評価するというものになると言わなければならないのかというふうに私は思っているのですが、この点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） ちょっと今私聞き損じたのですが、今年度から道徳の教科書を使って進めるということですか。

（「私たちの道徳」と呼ぶ者あり）

○教育長（小野浩一君） 「私たちの道徳」、あれは教科書ではありませんので。

（「失礼しました。「私たちの道徳」を使ってということになるかというふうに思っているんですが」と呼ぶ者あり）

○教育長（小野浩一君） それは今も現在使っておりますし、教科書としては平成30年、31年から小学校、中学校それぞれ実施ということになります。当然それまではこれまで使ってきております副読本であります「私たちの道徳」、これを副読本として使っていくことについては変わりはないと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ちょっと言葉足らずで済みません。その教材が事実上の教科書として使われるのではないかという不安があるということ



でありました。それをずっと使っていくのだというふうに、前倒しですするというふうになればそういうふうになるのかなということで、それで不安が残るということでもあります。

また、もう一つは、評価は数値ではなくて記述式で行うというふうに言われているのですが、具体的な方法は今年度中に決めるというふうなお話を聞いているのですが、先日テレビでも特集がされていました。この中で授業を行った先生、またその授業を見ていた先生方の中から評価することが本当に難しいと困惑の様子が見られたところだったのですけれども、この部分について教育長はどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） このたびの答申で原則として学級担任が担当して、評価は数値の評価ではなくて記述評価として、そしてその上で特別の教科ということにしたところでございます。道徳というのは、心の教育であります。このことから、数値による評価のあり方については非常に私も危惧して問題であるというふうにして考えていたところですが、今回数値による評価ではなくて記述式が採用されたということは私としては当然であり、また望ましいことだと、そんなふう考えているところでございます。道徳教育における評価につきましても、指導を通じてあらわれる子供たちの道徳性、思いやりがあるだとか、いろんな道徳性がありますけれども、そういう道徳性の変容を指導の狙いや内容に即して把握していくもの、これが評価と言われるものであります。したがって、子供たちがみずからの成長を実感して道徳性の向上につなげていけるような評価であることも大事ですし、またそれをもとにして先生方がきちっと子供たちを捉えて指導の改善に取り組むよう充実していくことが私は非常に大切なことかなということで、道徳の評価というのはほかの教科の評価とも基本的に考え方は同じですので、御

理解をいただきたいと。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 今教育長がおっしゃったように、心の教科、心の中に点数をつけるというのは非常に難しいことだというふうに私も思っています。ある教職員の方なのですけれども、やはり基本的人権尊重の視点が大事であると。自分も含め全ての人間に個人の尊厳があります。そういう人間同士が互いを大切にしながらどう生きていくか、そんな民主主義の視点からの自主的な道徳教育を進めていきたい、こんなふうにおっしゃっています。私は、全く同感であります。そんな中でいじめをなくすために、いじめ問題解決のために道徳の教科化を設定された、このことに非常に憤慨しているという方がいらっしゃいます。いじめ問題に取り組むNPO法人の理事なのですが、検定教科書を使って同じ方向に子供たちを向かわせるための一つのアイテムにされないか心配です。過去の戦争の誤りと反省を曖昧にしようという動きの中で愛国心が強調されるのは、とても危険だと感じている、こんなふうなお話が出されています。先ほど山形県のさんさんプラン御紹介させていただきましたけれども、少人数学級を実践したところでは保健室の利用の減少、読書量の増加が県教育委員会の実施で明らかになったと、また現場の先生方からは基礎的な学力がついていると、通塾率、塾に通う率が全国的にも低い、だけれども学力は学校でつけられるということで教師の皆さんの自信にもなっていると、こんなふうに述べられています。ですから、道徳の教科化、違う形にいじめ問題がされていくことに危惧を感じている方々もいらっしゃる。やはりいじめ問題、地域の皆さんと知恵を出し合いながらどう解決するか、していくか、そういった部分が非常に大事なのではないかな、そこが学校、家庭、地域社会との連携を深めた教育、ここのところの重みがあるのではないかなというふうに私は考えているところであります。その部分についても一度お考え

をお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今御指摘いただきました道徳の教科化によっていじめの問題が解決できるのかどうかということもその中に含まれていたのではないかなと思いますけれども、その御指摘についてですが、子供たちにいじめはいかなる理由があっても行ってはならないという、そういう気持ちや態度を育むために道徳教育の果たす役割は私は極めて重要であると考えております。ただ、道徳の時間が教科化されることによっていじめの問題がすぐ解決されるということは、これはあり得ないと考えております。道徳の教科化は、私は大事だと思っておりますけれども、道徳の教科化を通してこれまで以上に道徳の時間の指導、これを充実させるとともに、日ごろから子供たちの小さなサインを見落とすことなく子供たちの悩みや問題行動に迅速かつ適切に対応する生徒指導、これも大事だと思っております。今お話ありました一番大事なのはやっぱり家庭や地域社会との連携を図る取り組みということは、私も非常に大事であると。このような3つの取り組みが相まって、その結果いじめというのは解消されていくのではないだろうかという、そういう認識でおります。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 私も道徳教育を全く否定するものではありません。教科化として、そのことが先ほどお知らせしたようにいろんな形で使われるのではないかという、この不安が大きいというふうに私も思っているところであります。やっぱりみんなで力を合わせて地域の子供たちを守りたい、そんな思いを申し上げたいと思います。

3つ目の地域福祉の推進強化に移らせていただきたいと思っております。先ほど部長のほうから生活困窮されている皆さん方の実態をどう把握していくのか、またそういうことをどのように市民に知らせていくのか、事細かくお知らせをいただいたのかなというふうに思うのですが、把握し、見守っ

ていくということなのですからけれども、全国的に見るとやはりいろいろな調査を行いながら、そこで困窮者の方々の実態が見えてくる、どういったことを望んでいるのか、社会的な問題も含めて、地域的な問題も含めて見えてくるということがあるのかなというふうに思います。先ほども言ったように、地域の町内会であるとか民生委員さん、非常にいろんな情報をお持ちでいらっしゃるけれども、庁内の会議、ネットワーク会議を開くという、庁内連携会議ですか、ということではありませんけれども、やはりもっと専門的な形での調査、こういうことが必要だというふうに思っています。調査でいうと、個人情報等ありますので、細心の注意が必要だというふうに思うのですが、この部分でもやはり専門家の方のお力をおかりするといったところ辺では細心の注意を払う、どういった部分で注意をしていけばいいのか、またどういった形で生活のお困り事がわかるように聞き出すことができるのか、そんな知恵もやはり専門家が必要ではないかなというふうに考えているのですが、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今議員からおっしゃられました対象者の方の把握ということで、調査の方法について御提言いただきました。本市といたしましては、相談窓口の門戸を広く広げたいというふうに考えておりまして、対象となる方は潜在されているということでもありますので、高齢者の方ですとか障害者の方、またひとり親家庭の方、また若年、若い方で失業されているような方などさまざま困難や悩み事を抱えていらっしゃるということでもありますので、社協に設けさせていただきます相談窓口につきましてはどんな悩みでも結構ですという部分、また対象者も限定せずに行ってまいりたいと思っております。そういう中でその悩みをお聞きする中で今後自立した生活ができるような御支援をさせていただきたいと思っております。また、議員おっしゃいました専門的な見

地からの調査ということではありますが、なかなか市として生活困窮に対する実態調査、アンケート等を行うことは個人情報の部面からも難しいところあると存じますが、民生委員さん等を通じながら、本当に連携をとりながら調査をしていきたいと思ひますし、また市立大学がござひますので、社会福祉学科の学生を初め、生活困窮ということを研究にしていられる先生が3人いらっしゃひますので、その先生たちともまたいろいろ協議等させていただきながら、どんなことで調査等、研究等をしていただけるのかを含めまして今後の課題とさせていただきたいと思ひます。学長も常々名寄市を研究のフィールドにしたいと各先生たちにも言っておられますので、そういったところも含めまして今後とも名寄市立大学との連携を図ってまいりたいと思ひております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 先ほどちょっとお話ししました成人のひきこもりということら辺でいうと、精神疾患を抱えている方もあると専門家の方のお話ではあります。そういうふうになると、なかなか相談窓口に出てこれないという実態があるのかなというふうに思ひますので、今御紹介があったように名寄大学の専門の先生方のお知恵等しっかりおかりしながら十分な把握をしていただひて支援を考えていただきたい、強く求めたいと思ひます。

最後になりますが、高齢者への無料バス券、公平性を欠くというふうなことでした。利用される方、利用されない方ということなのですけれども、今本当にコミュニティバスのかわいらしいバスですから、広く市民にも知られるようになって利用者は非常に多くなっているなというふうに思ひています。また、高齢者の方々、運転免許証を返還したりということでは、本当に地域のバスが必要になってきています。無料バス券あればと、こんな声が多くなるのも当然かというふうに思ひています。利用負担のあり方も検討の課題になってき

てというような先ほどの御答弁でありました。ワンコインバス、100円バスの実例も視察先の事例も紹介させていただいて求めてきたところでありましたが、この点についてもう一度お考えをお聞かせいただきたいと思ひますが。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今コミュニティバスについての御提言も含めていただいたかというふうに思ひています。先ほどの答弁にありましたように、24年7月から実証を進めてきたということで、この間も利用者の声、さらにはアンケート含めて、あるいは地域にも入っていろいろと声を聞かせていただひて今日の形があるということで御理解いただければと思ひます。最終的には、向こう27年が実証最終年というふうになります。28年度以降については、バス事業者が主体的に取り組まなければいけないと思ひておりますので、27年度については最終的な検証をしっかりとやりたいというふうに思ひています。その視点としては、当然利用のよりしやすいということで、先ほどありました特定地区へのバス停の設置なんかもあると思ひますし、今言われましたように利用料金なんかの関係もあると思ひます。利用性の向上の一方で、先ほどあったような公平性ですとか他の視点もありますので、それらも含めて総合的な検証を来年度、次年度やらせていただきまして28年度に備えたいと思ひておりますので、ぜひ御理解をいただければと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

社会的企業と障害者雇用について、上松直美議員。

○8番（上松直美議員） おはようござひます。議長より御指名いただきましたので、さきの通告に従ひまして、本定例会において社会的企業、ソーシャルファームと障害者の雇用について質問してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

障害者の雇用は、一般就労と福祉的就労に二元化されている中、ごくわずかな障害者は法定雇用率の関係で一般企業に一般就労できている現状は言うまでもありません。障害者の雇用の促進等に関する法律で福祉から雇用への推進5カ年計画など国の政策で障害者の就労による自立、生活の向上を目指した福祉と雇用の連携が講じられてきました。しかしながら、社会福祉施設等が障害者の雇用を受け続け、利用者への工賃支給のための生産活動、一般就労への技能訓練、就労移行支援を行うことは依然として難しい状況にあります。また、障害者の一般就労は社会性や技能習得が求められ、限られた利用者だけになっております。社会福祉施設等が高等養護学校の受け入れ先、離職した障害者を安定的に一般就労移行支援と就労支援継続事業を実施していくには、社会的コスト面、許容スベック等さまざまな課題もあることは否めないことであります。そして、社会福祉施設等での就労は受け身的な利用者であり、個々の適性や主体的な労働としての生活につながりづらい現状も否めません。そこで、福祉的就労でも一般就労でもない第3の雇用の場として社会的企業、ソーシャルファームが注目されています。企業的経営手法を用い、障害者、就労困難者のための仕事を生み出し、支援つき雇用の機会を提供し、社会的な目的を達成することを理念に国からの給付、補助金等を最小限にとどめ、自立と共生のオープンケアの精神で健常者とともに働き、市場価値のある製品、サービスを創出することにより運営される社会的な企業がソーシャルファームであります。そして、今障害者の自立と就労はさまざまな課題を抱えて、国、道、行政の施策で守られているところではありますが、厳しい財政状況の中、さまざまなサービスに影響を受け、ますます自助努力による経営手腕を問われている中、社会福祉施設等、授産施設、小規模作業所は経営安定を余儀なくされています。その中で一般就労と福祉的就労の中間的な役割を担う社会的企業をどのように育てて

いくかがまさにキーポイントになるのではないのでしょうか。さまざまな角度から考察し、社会的企業、ソーシャルファームの可能性をどのように具現化できるかをスピード感を持って障害者支援協議会等で検討していただきたいと思います。

以上の観点から、1点目に地域における障害者雇用の現状について、2点目にソーシャルファームにおける社会貢献、役割等について、3点目に地域資源の活用と可能性について、最後4点目にワークライフバランス、仕事と生活の調和による障害者就労について、以上について福祉行政の立場からどのように捉えておられるかお聞かせください。

以上でこの場からの質問を終了いたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 上松議員からは、社会的企業、ソーシャルファームと障害者雇用について御質問をいただきました。初めに、小項目1の地域における障害者雇用の現状について申し上げます。

現在市内には、障害者が会社への就職を目指して就労訓練を行うための福祉サービスの事業所が7カ所あります。ここ数年の間に障害者の福祉サービス事業所数は、増加しております。就労支援サービスについては、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業があります。就労移行支援事業は、会社に就職するための就労の訓練をする福祉サービスで、利用期間はおおむね2年と定められておりますので、一般就労に近い状態の障害者の方が利用をしております。現在市内には就労移行支援事業所が1カ所あり、公園の管理業務、除雪作業などの作業が行われております。次に、就労継続支援事業は、同じように就労の訓練をする福祉サービスですが、今すぐ会社で働くことはできない状態の障害者の方が利用をしております。この就労継続支援事業には、雇用契約を結んで利用するA型と雇用契約を結ばないで利用するB型の2種類がありますが、現在

市内にはA型の事業所が2カ所あり、お弁当の製造販売、ギョーザの販売などの作業が行われております。また、B型の事業所は4カ所あり、チーズやヨーグルトの製造販売、市役所内の食堂の運営、蜂蜜の瓶詰め作業、パンの製造販売などの作業が行われております。また、福祉サービス以外の一般就労として会社で働いている障害者の方は、名寄公共職業安定所から公表された平成26年6月1日現在の企業における障害者の雇用状況の調査結果では、名寄公共職業安定所管内の従業員50名以上の企業は30社あり、この企業で雇用されている障害者の人数は身体障害者が61名、知的障害者が36名、精神障害者が5名の合計102名となっております。実雇用率は2.62%で、法定雇用率2.0%を上回り、さらには全道平均の1.90%、全国平均の1.82%を大きく上回っており、名寄管内の実雇用率は道内でも2番目に高い数字となっている状況であります。この調査は、従業員数50名以上の企業を対象にした調査ですが、市内では従業員数50名未満の企業約20社でも障害者の雇用が行われている状況がありますので、他の市町村と比較いたしますと障害者の雇用状況は高い状況にあると考えております。

次に、小項目2のソーシャルファームによる社会貢献について申し上げます。ソーシャルファームとは、社会的課題の解決を目的として収益事業に取り組むソーシャルエンタープライズの一種であり、障害のある人や労働市場で不利な立場にある人々のために授産施設や作業所ではなく民間分野での労働機会を創出するという目的で始まり、1980年代にヨーロッパ各地に広がった組織体であります。ソーシャルファームの定義は、1つ目には障害のある人または労働市場において不利な立場にある人々の雇用を創出するためのビジネスであること、2つ目には社会的な任務を遂行するために市場志向の商品の製造及びサービスを提供するビジネスであること、3つ目には従業員の多くが障害者など労働市場で不利な条件を抱え

ている人々により構成されていること、4つ目には全ての従業員に対し各自の生産能力にかかわらず仕事に応じた賃金や給与が市場の相場によって支払われること、5つ目には障害のある従業員と障害のない従業員との機会均等が保障され、全ての従業員が同等の権利及び義務を有することとされております。日本では、障害者の働く場として福祉制度に基づく福祉施設と一般企業の2種類がありますが、ソーシャルファームは福祉的な雇用でもなく一般雇用でもないその中間に位置する第3の雇用と言われております。ソーシャルファームのメリットとしては、福祉でも一般でもない障害者雇用の場をふやせることや障害者の特性に適応した作業システムや作業環境を構築することができ、生活できる賃金を障害者にもたすことができることなどが挙げられ、また障害者が仕事を通じて社会と接することで社会参加の促進が達成されると言われております。ソーシャルファームは、障害者を含めた多様性のある人々が働くことのできる協働型のシステムとして一人一人の障害に合わせた多様な作業工程を生み出して一般企業では採算がとりにくい、むしろ人手をかけることによって良品の商品を生産し、付加価値を高めながら多くの労働力を抱えることが可能となり、多様性が認められる考え方でありますので、新たな障害者の雇用の場としては有効な方策であると考えておりますが、事業収益の確保、必要な施設設備の整備、販路、市場の開拓、商品、サービス開発などの課題もあることから、今後名寄市障害者自立支援協議会就労支援部会において調査研究してまいりたいと考えております。

次に、小項目3の地域資源の活用と可能性について申し上げます。ソーシャルファームに適した産業分野として、作業の成果を日々体感でき、個人の生活に近いリサイクル関係や清掃、クリーニングや農業関係など環境や食にかかわること、日常生活に密着したサービス業などが適していると考えられております。現在市内の就労支援の福祉

施設では、さまざまな取り組みが行われております。1つ目は、特産品を使った製品づくりであります。名寄市の夏の風物詩でもありますひまわりを使ったひまわり油が商品開発されていますが、この製造過程の中の瓶のラベル張りにつきましては市内の福祉施設が作業を行っております。また、名寄産のカボチャなどの農産物を使った加工品の作成に取り組んでいる市内の福祉施設もあり、地元の特産品を使用した製品づくりが行われております。2つ目は、農業との連携です。近年農業と福祉の連携であります農福連携という言葉がよく聞かれるようになっており、本市も農業が盛んな地域でありますので、1次産業との連携、特に農業との連携は非常に有効な手段だと思われまます。畑で作物を育てている福祉施設や市内の農家へ収穫の手伝いに行っている福祉施設もあり、農家側の人手が足りない部分と福祉施設側の人とコミュニケーションをとるのが得意ではない障害者などをうまくマッチングすることができれば、お互いにメリットが生まれますので、非常によい取り組みだと思われまます。3つ目は、市の委託業務です。現在名寄公園の管理業務や大橋にあります炭化センターでの空き缶、空き瓶などの分別作業、総合福祉センター内の清掃業務を市内の福祉施設に業務委託しております。平成25年4月には障害者優先調達推進法も施行され、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう求められたところであります。今後も地域資源を有効に活用し、障害者の就労の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目4のワークライフバランスによる障害者就労について申し上げます。内閣府では、仕事と生活の調和、ワークライフバランスレポート2013が作成され、企業と働く者、国、国民、地方公共団体等の取り組みを紹介し、今後に向けた課題では多様で柔軟な働き方を可能にする環境の整備が必要であるとされております。また、企業がワークライフバランスに取り組む目的として

は、社員が働きながらも仕事以外の責任や要望を果たせる環境を提供することにより能力を最大限発揮し、社会に貢献することが目的とされております。障害者を雇用している職場においても仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、それぞれが望む人生を送ることがとても重要であると考えております。障害者の方々が長く安定して会社で働くためには、生活面が安定していることが必要だと言われておりますので、就労面の支援だけではなく生活面の支援も重要となります。グループホームや福祉サービスなどの社会資源を有効に活用していただき、日常生活がより豊かなものになるようにしていただきたいと考えております。また、障害者の方が会社を離職する理由は、いわゆる人間関係が主な理由とされており、気軽に相談できるような体制も必要となります。市内には就労に関する相談窓口として、市が委託をしている名寄みどりの郷、相談支援センターそうだん屋、相談支援センター陽だまりという相談支援事業所が3カ所あり、さらには北海道の事業であります道北障害者就業・生活支援センターいきぬきという就労や就労にかかわる生活面への支援を行う専門機関があります。また、名寄市障害者自立支援協議会の相談支援・権利擁護部会でもさまざまな支援活動に取り組んでおり、いろいろな相談について対応することができる体制が整備されつつあると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） ありがとうございます。

まず最初に、地域における障害者の雇用の現状ということで報告、答弁ありました。障害者の就労支援を行う事業所の数は、ここ数年増加傾向にあるというふうに伺いました。この増加傾向にある要因というのは、どのような要因がそこにあるのか、そこについてまず1点目にお伺いしたいと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 今議員おっしゃいましたように、市内に障害者の雇用の場がふえてきているということでございます。その要因は、大きく分けて3点ほどあると考えております。1つ目の要因につきましては、就労支援を行う福祉施設の数が増えてきているということでありまして、平成21年には市内の福祉施設の数3カ所でしたが、その後新しい福祉施設ができ、現在は7カ所となっております。福祉施設の定員では、50名の定員がふえたこととなります。また、2つ目の要因は、グループホームの数が増えてきているということでありまして、現在市内には障害者のグループホームが14カ所ありますが、今月中にさらに2カ所開設予定となっております、全部で16カ所ということになります。本市が取り組んでおります障害者グループホーム整備事業を利用され、また各福祉施設の努力もあり、毎年2棟ずつのペースでグループホームが増強しているという状況であります。グループホームを生活の場にして、そこから働きに行くという生活を送ることになりますので、雇用の場が必要となり、福祉的就労の定員がふえているというふうに考えております。また、3つ目の要因といたしましては、一般の会社に就職する障害者の数が増えてきているということでありまして、障害者の就労支援が充実していくことで一般企業への就職に挑戦する障害者の方がふえてきております。名寄市障害者自立支援協議会の就労支援部会で市内の企業の就職の状況を調べたところ、1年間で約40名の障害者の方が名寄市内の会社に就職していることがわかりました。市内には障害者を複数名雇用している会社もありますが、新たに障害者を雇用した会社もありますので、このことは地元企業の方の障害者雇用に対する御理解、また認識の高さによるものと考えております。また、市内の就労支援事業所ではジョブコーチ養成研修を受講した職員の方が多数おりますので、障害者が一般の職場で働くこと

や職場定着につながっているものと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） ありがとうございます。障害者のグループホームがふえる、施設がふえる、その要因はまさに私が思うのは障害者の数がまず名寄市内にふえている現実もあると。ということは、環境整備が整ってこのまちに障害者が雇用を求めているという現実なのです。そこをしっかりと数で認識しながら、もっとよりよい整備とか一歩進んだ福祉というのは何だということが求められているのではないかと。先ほどいろんな状況の中で一般就労の数が増えていながらもそのまことに集約的な出来事だと思うのです。その中で一般就労がいっぱいあるということは、逆にその下にA、その下にBという、そういう人たちもいっぱいいるという、そこの中にも飽和状態になる可能性もあり、その流れをうまくやるためにどういったことが大事なのかということが問われていると思うのですけれども、その点についてはどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、当市におきましてはA型、B型の継続支援事業所がふえているということで、そこに地方からも集まってくたく障害者の方もいらっしゃるということでありまして、なおかつ今も申し上げましたが、一般就労がこのようにふえているということも大変重要な点だと考えております。一般就労については、大方の一般就労できる障害者の方が既に勤められているという可能性もありまして、ここの一般就労が今後ますますふえていくという状況にはないかもしれませんが、ただ、今後法改正等により少し法定雇用率等も上がっていく場合は、またそこには雇用していただけるような状況も生まれてくるかと思っておりますが、今後ともまず福祉的就労で仕事の動機づけを行いながら、一般就労に何とか結びついてい

くような、地元企業の方々にも御協力をいただきながらそのような施策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） ありがとうございます。まさにそういうことだと思います。就労継続支援事業所というA型というのありますけれども、A型の現状というのはやはり人的配置、報酬単価はB型と全く同じ状況の中で生産的な活動を収益を上げるためにやらなければ安定的な経営、運営ができない、そういった課題を含めて持っております。ですから、B型からA型になるということはなかなか厳しいハードルがあり、そしてA型も全国平均でいけばB型の15%ぐらいの割合であると、現実には。そういうことは、逆にA型というのはすごく厳しい状況の中で今運営しているというのも現実だと思います。そして、その下にB型の就労継続支援事業があります。これは、まさに障害の重い人たちがB型に入ると思います。その現状としても、まずとりあえずはB型に入っておいて、それからA型、そして一般就労と、そういう一つの流れがあって、このB型に対してもまさに全国の調査とかアンケートを見ると飽和状態の中でどうしても流れが悪くなっている、やっぱり一般就労の流れというよりもBからAの流れ、いろんな流れが一つのB型の中の許容スペックを超えてまさにあっぷあっぷ状態の施設ができる、そしてそのかわりまた行政の力で1つ、2つと施設をふやす、そのことが逆に財政を圧迫し、自立支援にはなるのだけれども、でも社会保障の増大につながり、そこにすごくネックというか、すごく重大な問題がそこに発生していると思います。その点で一般就労というものが最終的な手段ではなく、やはりB型の人たちがいかにしていい方向づけをしながら生活して自立できる環境づくりがまさにそこに出てくると思います。だから、先ほどから言われたように、答弁の中にもあるようにソーシャルファームというのが財政的なものをどうやっ

てカバーリングできるかという可能性がすごく大きいと。いわゆる補助金に委ねるのではなくて、自分たちが社会的活動をしながら一つの企業を持ち、ただもうかることというのではなくて、環境に優しくていろんなことに対して社会的な立場で社会貢献をする、そこにいいものをつくって売る、そして長くやる、最終的な目的は一般就労ではなくて、そういった流れをしっかりとつくる方向性を1番、2番として考えていくべきだと思います。その点について1点だけちょっと手短にお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 議員おっしゃいますように、ことしの介護報酬改定も据え置きということで実質担当者としては値下げなのかなというところもありますので、そのような状況において各施設におかれましては大変厳しい環境の中で一生懸命頑張っていただいているというふうに認識しております。そこを大事にしながら一般就労につなげていくという部分で議員おっしゃいましたような、その間にある中間的な就労ということの御提言いただいておりますので、そこも確かに必要な施設に今後なっていくのかなというふうには考えています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） わかりました。

次に移りたいと思います。2番目に、障害者の雇用促進等に関する法律の一部改正というのが28年4月に予定されております。その中で障害者の法定雇用率がどのように変化し、どういう方向性に向かっていくかについて少し教えてもらいたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 障害者雇用促進に関する法律が改正をされまして、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えるということになりました。これまでの算定基礎は、身体障害者と知



的障害者だけでありましたけれども、今後はこれに精神障害者が加わるということになります。法定雇用率につきましては、平成25年4月1日から民間企業では1.8%から2%に引き上げとなっておりますが、平成30年4月1からは、5年間の経過措置期間がありますけれども、精神障害者も算定基礎に加えることとなりますので、5年ごとに法定雇用率は今まで改正されてきておりますが、ちょうどその5年後にさらに法定雇用率も引き上げになるのではないかと考えているところであります。先ほどの答弁でも申し上げましたが、名寄の公共職業安定所管内の実雇用率につきましては全国平均や全道平均を大きく上回っているということもありますし、このような改正を見越しながら今後研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） 国の法律とかいろんなものが変わっていく、情報アンテナをしっかりと開いて、今環境整備はある程度整っている名寄市でございますけれども、その中でもっとよりよいものができるということでこれからもよろしくお願いたします。

続きまして、3点目に名寄市障害者自立支援協議会就労支援部会の取り組みと現状についてお知らせをお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 名寄市障害者自立支援協議会につきましては、平成25年4月から障害者総合支援法の改正によりましてその自立支援協議会の中に障害者御本人や、また御家族の方も委員として参画をしていただき、なおかつまた協議会に権利擁護・相談支援部会と就労支援部会の2つの専門部会を設置させていただいたところであります。就労支援部会につきましては、障害者の就労支援にかかわっている市内の福祉施設、関係機関、高等養護学校などの11機関が月に1度程度集まりまして障害者の雇用の促進や環境の

整備について話し合いをしていただいております。昨年度就労支援部会の中で障害者の方が会社に就職するまでの流れについて協議をしたところ、2つの取り組みをすることが効果的であるという結論に達しましたので、そのことに取り組んでいる状況であります。1つ目は、就労の準備の取り組みであります。就職の準備活動として、会社への就職を目指す障害者の方を対象にした講座として仕事講座を開催しております。昨年は、実際に一般企業で働いている障害者、当事者の方のお話を聞き、シンポジウムを開催して就労意欲の向上や不安を解決する取り組みを行ってきております。また、今年度は北海道障害者職業センター旭川支所の職業カウンセラーの職員の方を講師に迎えまして働くための準備について学びました。2つ目は、就職後のアフターフォローの取り組みであります。長く安定して働くには、就職後のアフターフォローが重要となってきますが、会社に就職をしている障害者の方を対象にしたジョブカフェという取り組みを行っております。このジョブカフェとは、会社で働く障害者の方が集まり、仕事の苦労話や休日の過ごし方などを交流する取り組みなのでありますけれども、同じ立場の仲間と話をすることでまたあすからの働く意欲が出てくるようであります。就労支援部会での話題の中では、企業も巻き込んだ活動をしていきたい等との意見も出ておりますので、今後も市内の福祉施設や関係機関などと連携をし、会社で働くことを希望する障害者の方々の就労支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） ありがとうございます。障害者自立支援協議会というのが結構機能をしっかり持って、いろんな人の意見を取り入れながら名寄市は取り組んでいるということはすばらしいことだと思いますので、今後ともこの協議会を土台に先進的なことを積極的に取り組んでもらいたいと思います。

そして、4点目、また違うほうに移りたいと思います。福祉と1次産業のコラボというか、農業と福祉、農業と何々、いろんなそういうコンビネーションによって新しい分野というか、今までできていなかったことがそういうところからできる可能性というものが先ほどの説明にもあったようにさまざまな検討とかいろんな各省庁のメニューにもあると思います。そこをしっかりとアンテナを張りながら、今ある資源をどのように、人的資源と自然とか農地、いろんなものがあると思います。そこをどうやって有効利用していくかということだと思いますので、その件について積極的な取り組みと今後のアンテナをしっかりと張った政策につながるものをしっかりとやってほしいと思います。その件ちょっと一言二言お願いします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 議員からも御提言がありましたので、直接ソーシャルファームにおける補助金等について国等の施策、補助の状況等、各省庁調べてみたのですが、直接的な補助は今のところないようでございます。そもそもソーシャルファームというのは、そのような国からの補助金を受けずに民間企業として収益上げてやっていくということが建前でありまして、なかなかそこはないということでありましてけれども、ただ障害者施策としてはまた農福連携の関係ですとかさまざまな制度もありますので、そういった制度をいろいろ活用しながら今後とも障害者福祉の施策を進めてまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） そのとおりだと思います。直接的な今国の制度とか、そういうものはソーシャルファームに向けてはないですけども、間接的なものはいっぱいありますので、そこをしっかりといろんな社会的企業をこれからやりたい人とか集まってやる、そういったコンサルティング的な役割も行政が担っていくのではないかと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

次に移ります。第4期障害者福祉実施計画の基本方針で福祉施設から一般就労への移行が掲げられております。その中で第3の雇用の場としてソーシャルファームの名寄市における現状と可能性について、市長のほうから答弁をよろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 先ほど来障害者就労についてのさまざまな御提言をいただいております。多様な方々が地域でそれぞれの役割を持って生き生きとそこの地域で暮らしていくと、このことが力強いまちづくりにつながっていくというふうに思っております、この可能性を追求していくというのは非常に大事なことだというふうに認識しております。今年度第4期名寄市障害者福祉実施計画策定をいたしまして、計画推進の基本方針として就労についてはまさに今お話あった福祉施設から一般就労への移行ということを掲げておりまして、具体的には福祉的就労の取り組みを強化をすることともう一つは障害者雇用の推進を図ること、この2点について取り組んでいるということであります。1つ目の福祉的就労の取り組みを強化すること、これは先ほど来部長からもお話あるとおり名寄市は旭川の次にこの道北では障害者の福祉施設の数が多い状況であります。また、就労支援に関する関係機関も一通りそろっているという状況でありまして、就労支援に非常に取り組みやすい環境を有しているということであろうと思います。市内の各福祉施設、若い職員の力をうまく生かして積極的に新規事業に取り組んでいただいているところが多くなってきておりまして、今後福祉施設から一般就労への移行が進んでいくことが期待できるなと思っております。2つ目、障害者の雇用の推進を図ることということで、これも先ほどお話出ておりますけれども、市内のNPO法人なよろ地方職親会、こちらが全国では5番目の厚生労働省認可で、いわゆるジョブコーチ養成、これを市立大学と連携をして行っていると。

これを毎年継続しておりまして、このおかげもあってジョブコーチのノウハウを学んだ職員が名寄市を中心に地域でふえて地域の就労支援の専門性が高まってきている状況だというふうに理解をしているところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） ありがとうございます。ジョブコーチの養成とか、いろんなことで大学との連携とか、さまざまところとの連携によって先進的なことを名寄市はやっているというふうに私も理解しますし、そこでいま一步中間的な雇用の場にある一般就労まで行く間の第3の雇用としてソーシャルファームの位置づけは大きなものだと思っています。その中で昨年の26年11月29日、職親会の主催におきましてひと・しごとフォーラム、これは名寄市長もパネリストとして参加してもらった経緯があると思いますけれども、この中で素晴らしい事例等もあります。農事組合法人、農業法人の共働学舎新得農場の宮嶋代表が講演を実施しました。その中で、全国的に注目されるようなソーシャルファームをやはりこの道北の地から名寄市が中心となっていていろんな方との連携の中でやるということが、まさに障害者が自立する意味ですごく大きなものになると。補助金を一つの財源として運営しているから、脱却することがまず障害者の自立につながるし、そこに一般就労の就労者の雇用も生まれてくる、また就労弱者の雇用も含めて全ての雇用がそこに生まれて何十人とか、そういう大きなものに発展する可能性がある、そこは社会的企業の役割をしっかりと行政がリーダーシップをとってやる時期がもうまさに来ているのではないかと、そういう動きがありますので、ソーシャルファーム、ただいいねというだけではなくて、可能性をしっかりと模索しながら実行できることは実行し、制度改革とか、いろんな意味で国等に求めるべきところは求めていって新しい形の障害者福祉のまちづくりをお願いしたいと思います。最後その点について市長の

ほうから。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 新得町の共働学舎の宮嶋さんは、私も大変尊敬する方でありまして、今回御縁があって名寄に来ていただいて基調講演とその後のパネルディスカッションもしていただいたところでありますけれども、まさに宮嶋さんの取り組みはソーシャルファームそのものの考え方の企業と、半分ぐらいの方が障害を持っている方、六十数名社員がいると言っていましたか、運営補助金は一切いただかずに商品のチーズだとかのブランド化に成功して、その付加価値の中で企業経営をされているということで本当に素晴らしい取り組みだというふうに思っています。宮嶋さんもそういう熱い気持ちがあってまずは立ち上がって、そこに地域が応援していったという、そんな経過があるのだというふうに思っています。先ほど来からお話しさせていただいているとおり、この名寄市は、この地域はそういう雰囲気はまさに今若い方たちを中心に出てきつつあるなというふうに感じているところでありまして、当然今回このしごとフォーラムにも北海道農政事務所の所長もお越しいただきまして、農福連携に関するさまざまな事例や補助金やいろんな仕組み等も御提言をいただいたところでありますけれども、我々としてもそうした情報をしっかりと確認をしながら皆さんにお伝えをしていくと、そうしたことはしっかりとやっていきたいというふうに思いますし、さらに今推し進めているあらゆる連携、あるいは事業を進めていく中で地域の雰囲気を醸成していく、そのことで新たなまたソーシャルファーム的な企業家が育っていただける環境づくりをこれからもしていきたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 上松議員。

○8番（上松直美議員） ありがとうございます。ソーシャルファーム、本当にすごく素晴らしい取り組みになると確信しています。オープンケアの精神とノーマライゼーション、インクルージョン

という社会的包摂の理念が一つの形になって第3の雇用の場としてドイツでもホテルを経営したり、インターネットの販売等で成功しています。それはなぜ成功しているかという、やはり国の制度に支えられている部分があるからだと思っています。まさにそういったいろんな問題もあると思いますけれども、自治体ができる積極的な取り組みを今後ともに生きる、ともに働くという理念に基づいてよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で上松直美議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方創生戦略の推進について外2件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をしてみたいというふうに思います。

まず、大きい項目1番目、地方創生の戦略の推進についてお伺いいたします。我が国の人口は、減少局面に入っております。また、若者の地方からの流出と東京への一極集中が進み、首都圏への人口の集中度は諸外国に比べ圧倒的に高くなっております。このままでは人口減少を契機に消費市場の縮小や人手不足による産業の衰退などが引き起こる可能性があり、地域のさまざまな社会の基盤を維持することも困難な状況に至ってしまいます。このような状況を踏まえ、政府は昨年11月成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全国の人口減少の展望を示した長期ビジョンと地方創生のための今後5年間の総合戦略を昨年12月27日に閣議決定をいたしました。さらに、都道府県や市町村には2015年度までに地域の

実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課せられております。まち・ひと・しごと創生法の主な目的として、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京への人口の過度の集中を是正する、第1条とすると記されております。その上で国民が出生や育児に前向きになれるような制度の整備が必要であり、地域における雇用の創出、国と地方自治体の連携などが基本理念として掲げられております。この地方創生の鍵は、地方が自立につながるよう地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進することができるかどうかだと言えます。しかし、自治体によっては計画策定のためのノウハウや人材が不足しているところが少なくありません。政府は、戦略づくりを支援するため国家公務員、大学研究者などを派遣する制度を設けることとしております。また、地域の実情をよく知るNPO法人や民間団体との連携も必要となってきました。まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるために、人材の確保について理事者の御見解をお願いいたします。

今回名寄市も名寄市まち・ひと・しごと創生本部を設置し、戦略の策定を決定いたしました。今回は他自治体では消防、公共交通網、地域振興、介護、医療体制、防災対策、子育て等々について自治体が効率的な連携ができれば、基礎自治体として引き続き安定した機能の発揮ができると周辺市町村との連携のあり方についても言っております。理事者の御見解をお願いいたします。

地域しごと支援事業で各地域での必要とする人材を大都市から人材の掘り起こしや情報提供をし、定着を促す運営を行っておりますが、本市として地方移住の推進について現状と今後についての理事者の御見解をお願いいたします。

平成26年5月の某新聞社が出しました女性が半減、道北33市町と創成会議の人口減少問題検討分科会のデータやまち・ひと・しごと創生で女性が安心して出産や子育てができる施策が必要で

あるというふうに考えております。名寄市としても結婚、出産、子育て、教育の環境整備の現状と今後についての理事者の御見解をお願いいたします。

名寄は、アスパラ、また日本一のモチ米の産地、ひまわり等々、全国に打って出るためのすばらしい産業があります。この地域産業の競争力強化や企業誘致への取り組みについての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の2番目、なよろコミュニティバスの運行についてお尋ねをいたします。平成24年から緊急雇用創出推進事業を活用しながら実証運行実験を行い、高齢者が日常生活に欠かせない買い物や通院など移動に困らない交通体系の利便性や効率性の高い公共交通サービスの提供を行ってきました。来年度には実証運行が終了いたします。なよろコミュニティバスの実証運行のこれまでの検証と今後の対応策の理事者の御見解をお願いいたします。

また、高齢者が日常生活に欠かせない買い物や通院などの移動に困らない交通体系の利便や効率性の高い公共交通を行っていると言われておりますが、やはり高齢化も高くなっているため、自家用車も高齢が進む中で交通事故等々の問題が起きるため免許を返納せざるを得ない高齢者がふえております。そのため買い物、通院、会合などに公共交通を利用しなければならないという思いがあり、今名寄の交通弱者が、また買い物弱者がふえてきているそうであります。この点について理事者の御見解をお願いをいたします。

大きい項目3点目、冬の道路の安全対策についてお尋ねをいたします。ある市民から冬の安全対策で道路のマンホール穴が10センチほどあり、段差ができ、車での交通の際大変危ないとの連絡がありました。雪の降らない日中は穴がわかるのでいいのですが、雪が降る日、また夜間のとき穴の位置が全くわからず危険だというふうに声が届いております。市としてのこれからの安全対策に

ついてのお考えをお知らせいただきたいというふうに思います。

以上をもちまして壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま高橋議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1及び2につきましては私のほうから、大項目の3につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、大項目の1、地方創生戦略の推進について申し上げます。初めに、小項目1、まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるための人材確保についてであります。地方創生の取り組みを進める上で専門的な知識を有する人材を確保することは大きな効果があるものと考えておりますことから、本市といたしましては国の地方創生人材支援制度を活用した人材の派遣を希望しているところであります。しかしながら、全国で144の市町村が本制度の活用を希望しており、本市に人材が派遣されるか定かではない状況にありますけれども、本市が派遣市町村とならなかった場合におきましても国においては先月北海道に関係がある国の職員等が地方創生の窓口となります地方創生コンシェルジュを選任しているほか、いわゆるビッグデータであります。産業や観光、人に関する地域経済分析システムを開発、提供することとしており、また道におきましても市町村の総合戦略策定を支援するため新年度から各振興局に幹部職員を配置すると伺っておりますことから、このような国や道の人的支援も受けながら総合戦略の策定を進めてまいりたいと考えております。また、地方創生を効果的、効率的に推進するためには市民や関係団体、民間事業者などの参加、協力が重要でありますことから、総合戦略の策定に当たりましても行政だけではなく、市民代表はもとより、産業界や教育機関、金融機関、労働団

体などの御意見もいただきながら官民が一体となった取り組みを進めるとともに、市議会におきましても十分御議論をいただき、議会と市が車の両輪となって本市の地方創生を推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、周辺市町村との連携のあり方について申し上げます。国におきましては、地方創生の推進に当たりまして雇用の創出や交流人口の拡大、子育て支援の充実に加えまして地域間の広域連携を積極的に推進することも必要としており、本市といたしましても地方の人口減少や少子高齢化が急速に進展する中、各自治体それぞれがフルセットの都市機能を確保することが困難と想定されますことから、周辺市町村と連携した取り組みを進める必要があると考えております。本市におきましては、これまでも北・北海道中央圏域定住自立圏の複眼型中心市として市立総合病院を核とした第2次救急医療事業や市立大学からの講師派遣、消費生活センターの広域化や廃棄物処理施設の広域利用の推進など、構成町村と連携した施策の推進に努めてきているところでありますが、今後の地方創生の推進に当たりましても定住自立圏としての取り組みを基本とし、各施策を一層推進するとともに、新たな市町村間連携の可能性についても模索してまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、地方移住の推進についての現状と今後について申し上げます。名寄市では、これまでも新規就農を初め市外からの移住者は多数おりましたが、平成18年度に北海道移住促進協議会に加入後本市におきましても正式に移住窓口を設置し、平成24年度に官民一体となってオール名寄で移住対策に取り組むための名寄市移住促進協議会と庁内関係部署により移住対策に関して協議を行う名寄市移住対策庁内検討会議を設置しまして、実質的な取り組みを進めてまいりました。移住促進協議会での提案を受け、庁内検討会議で協議をした結果、旧風連高校の空き教員住宅

を改修して移住体験住宅、名寄市お試し移住住宅を整備することとなり、平成25年7月から運用を開始しました。初年度は、9月までに利用希望者が重なるなど好調でありまして、そのうち1件は正式な移住に結びついたことなどから、平成26年度には隣接するもう一棟を整備しまして、同年7月から2棟体制となったところであります。その結果、平成25年度には夏期のみ3件だった利用が平成26年度には夏期6件となり、課題であった冬期におきましても3件の利用がございました。さらに、新年度の利用希望も11月まで既に9件の問い合わせを受けているところであります。移住促進の取り組みとしては、このほかに毎年首都圏で開催されます移住フェアに出展をしまして、移住に関心がある方々に対して当市へ移住いただけるようPRをしてございます。最近では、相談に来るほとんどの方が移住体験住宅の有無を重視しておりまして、お試し移住住宅を整備したことは当市のブースへの相談者の確保にも大きく寄与しているところでございます。移住は、観光のように一度訪れてみるといったものではなく、人生における大きな決断を伴うことから、お試し移住住宅の利用が移住するような成果がすぐにあられるものではございませんが、今後は地方創生に基づく地方版総合戦略における協議なども踏まえまして、市街地における移住体験住宅の可能性や空き家の移住者向けの活用などにつきまして移住促進協議会と庁内検討会議の場で検討するなど、地道に取り組みを継続してまいります。

次に、小項目の4、結婚、出産、子育て、教育の環境整備の現状について申し上げます。初めに、結婚支援につきましても、結婚推進を目的としているボランティア団体であります名寄市結婚相談センターが消費生活センター事務所を拠点に活動をしてございます。名寄市結婚相談センターは、各界から代表する14名の相談員が毎週金曜日午後1時から3時まで交代で結婚希望者の相談を受け付けております。ただし、第1金曜日だけは、

夜に例会を行ってございますので、午後5時半から7時までの相談受け付けとなっております。平成26年4月現在結婚希望者37名の登録を得ておりますので、結婚の御縁につながるように活動しているところでございます。そのほか、年1回男女各35名、定員70名でカップリングパーティーを行っており、今年度は11組のカップルが誕生しておりますが、その後につきましては当事者からの報告を義務づけておりませんので、結婚に結びついたかにつきましてはわかっていないのが現状であります。次に、出産、子育てに関しまして、名寄地区は地域的な特徴として転勤者が多く、母子健康手帳交付時の転勤者の割合が5割を占め、子育てに関する相談相手が少ないなど育児の孤立化しやすい状況にあります。また、風連地区では出生数が少ないことから、同月齢の子供や親同士の交流が持ちにくい状況にもございます。保健センターでは、妊娠が判明した時点から母子手帳の交付、妊娠一般健康診査の案内、赤ちゃんが生まれたらこんにちは赤ちゃん訪問として生後4カ月までに全戸を訪問し、各健診や予防接種の案内や相談を行い、それぞれで発育、発達、栄養、育児、保健、歯科等相談を実施しております。また、もぐもぐ離乳食教室、のびのび親子教室、ちびっこひろば、親子ふれあいひろばを開催し、成長期に対応した事業を実施し、親子の交流を図る場をつくりながら相談に当たっております。こども未来課においては、親子の居場所づくりとして子育て支援センター事業の運営、名寄市独自の発想で始めました誕生餅助成事業、多世代交流を行い、親子がいろいろな市民と触れ合う親子お出かけバスツアーなど行っておりますが、今回名寄市子ども・子育て支援事業計画策定に当たり実施をしましたニーズ調査から届いた子育て世代の声をさらに取り込み、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに取り組んでまいります。また、教育での環境整備につきましては、子供たちの安全、安心な居場所となる活動拠点を設け、

勉強やスポーツ、文化活動などの取り組みによりみずから学ぶ姿勢を高め、学習習慣の定着を図るため放課後子ども教室を開設しております。また、小学校において困り感のある子供への対応や学習規律の定着を図るため、特別支援教育学習支援員を6校に配置してございます。

次に、小項目の5、地域産業の競争力強化につきまして、農産物ブランド確立事業においてモチ米を初めとする農産物のPRと消費拡大を目的に市内外の情報発信はもとより、実需者や海外展開を見据えた事業に取り組んでおります。具体的には、モチ米文化の創生事業、地域ブランドの確立事業、実需者との連携拡大事業の3本の事業から構成し、モチ米文化の創生事業では作付面積日本一であるモチ米のPRと餅食文化の普及を行い、これまでのもつともち米プロジェクト事業とあわせ、より強く取り組みを進めるとともに、内外に情報を発信してまいります。本年は、モチ米マイスター、スポーツ用補助食品のデビューを予定しているほか、現行の毎月10日、モチ米の日キャンペーンも引き続き行う予定であります。地域ブランドの確立事業は、国内はもとより海外展開も見据え、産地表示制度を創設し、安全、安心な農産物をPRするとともに、北海道名寄産として産地ブランドを確立するものであります。対象品目は、モチ米やアスパラ、スイートコーンを想定しております。実需者との連携拡大事業は、モチ米を初めとする農産物の加工業者の社員をお呼びし、農業体験など地域資源を生かした社員研修を行います。産地と実需企業がより強く結びつくと同時に、企業の研修受け入れを新たなビジネスモデルとして事業を構築するものであります。

続きまして、企業誘致についてであります。本市では昨年6月に名寄市企業立地促進条例を一部改正し、助成の対象となる施設の範囲を拡大するとともに、助成の要件を変更しました。条例改正後は、工場等の立地について問い合わせもありましたが、誘致活動の総合力をさらに高めていく

必要があると考え、企業の担当者に本市での企業立地に係る支援制度はもちろんのこと、本市の優位性などを説明できるよう提案書を作成しました。この提案書は、市長みずからがトップセールスを行う際に使用するとともに、本市を訪れていた企業にも使用できますので、今後は積極的に本市の支援制度を情報発信し、地域資源を有効的に活用できる産業への誘致活動を展開してまいります。また、IT企業の誘致や市外の専門的人材を活用した地域活性化のためには、空き家の活用など居住、滞在に関する受け入れ態勢の構築が必要となりますので、今後研究してまいります。

続きまして、大項目の2、なよろコミュニティバスの運行について、小項目の1、実証運行の検証と今後の対応策について申し上げます。本市におきましては、今後の超高齢社会を見据え、より利便性の高い市街地バス路線を計画するため、平成24年7月からコミュニティバス実証運行事業を開始しており、この間名寄市地域公共交通活性化協議会の意見を踏まえながら必要な改善を図ってきたところであります。改善内容について申し上げますと、日中便数が少なくなることによる利便性の課題につきましては平成25年4月に20便から23便へ3便増便いたしました。また、バスの乗り継ぎに関する課題につきましては、平成25年12月から東西区間を直通する東西回りの運行を開始しております。さらに、今年度につきましては冬期間の恒常的なバス時刻のおくれを解消するため所要時間の見直しを行い、より信頼性の高い時刻での運行を行えるよう対策を行ったところ、これらの改善の効果もあり、利用者が伸びているところであります。コミュニティバス実証運行事業につきましては、平成27年度で終了することとなりますことから、今後利用実績や公共施設との接続、また地域公共交通活性化協議会初め市民意見も踏まえながら効果的、効率的な市内循環バスの運行について検討してまいります。

次に、小項目の2、交通弱者、買い物弱者の利

便性について申し上げます。ただいま申し上げましたとおり、平成27年度でコミュニティバス実証運行事業を終了し、検証を行うこととしておりますことから、それぞれの地域におけるさらなる公共交通の確保につきましては市内循環バス路線の見直しとあわせて、デマンド型交通やハイヤーなど複数の交通手段による効率的、効果的なサービスの提供の可能性も視野に入れながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、冬の道路の安全対策について、小項目1、鋳鉄製マンホールふたの安全対策についてお答えいたします。

冬の道路においてマンホールの箇所段差ができるのは、下水道を流れる生活排水の暖気によって鋳鉄製のふたが温められ、その上の雪が解け、段差ができるということでございます。これにより車両事故の原因となるため、これまで対策といたしまして要因である生活排水の熱を遮断するために断熱ふたを設置してまいりました。設置状況といたしましては、市全体でマンホール3,524基に対して1,076基の設置をしており、率として30.5%となっております。また、そのほかに段差周辺の雪を削ることにより段差を緩和させたり、穴になった箇所を応急的に雪で埋めるなどの対応を行ってきたところでございます。今シーズンにつきましては、12月の大雪による積雪や年明け以降の除雪出動基準に満たない降雪が多く、除雪回数が少なかったことが原因で例年以上にマンホールふたとの段差が大きくなったものと思われるところでございます。今後の対応としましては、日常パトロールや除雪作業の中で圧雪路面を削るなどの対応を基本とし、毎年大きな段差となる頻度の高いところにつきましては断熱ふたによる対策を実施してまいりたいと考えております。



以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ありがとうございます。

まず、地方創生は、今月名寄市としても対策本部が決定したということと、また国としても出したばかりですから、ほとんど見えてこないというのが現状かなと思うのですが、その部分も含めて今回の地方創生はことしじゅうに政策をつくり上げて出さなければいけないという部分もありまして、今回質問させていただきました。市長を先頭に、理事者も含め、議会全体が一緒になって、住民とともに50年、60年見据えて人口減少をどれだけ食い止め、名寄を発展させるかという部分の質問になると思います。わからない部分もあると思いますし、私からの注文もあると思いますし、総務省から出ている各地方はこういうふうに行っているという部分のお話もちょっとさせていただきながら話を進めていきたいというふうに思います。今回は、東京の一極集中を是正し、日本全体が元気になれる政策をつくるという部分の地方創生法であります。何とかこの部分で地方創生先行型の1,700億円の中に入って、まち・ひと・しごとの名寄版をつくっていち早く進めることが必要というふうに私も考えておりますし、その意味でもきのう加藤市長がまち・ひと・しごと創生総合戦略名寄版に向けて財政面、また具体的な目標を市民と共有してしっかりとつくり上げるといふように言われていましたので、しっかりとそれに伴って頑張っていただきたいなというふうに思います。

まず、1番目の人材確保についてちょっとお伺いいたします。先ほど地方創生人材支援制度についてお答えがありました。144市町村がこの人材を必要としている、本当に見えない部分、人口減少社会の総務省から出ている部分見てもいろんな項目があってもなかなか追求できないなという部分もあるのですが、一つ一ついいものにつ

くり上げていかなければいけないというふうに思っております。先ほど144市町村には全部に、5年以上15年未満の国家公務員のやる気のある方が人材として、市長の補佐として派遣されるという部分で地方創生人材支援制度というのができたのですけれども、先ほどの話ではひょっとしたら来ないのではないのかという懸念もあるというお話をされておりました。その部分で今北海道にいる国家公務員のコンシェルジュをつくったり、上川総合振興局としては道幹部を各市町村に派遣するという部分を言われていたのですけれども、やはりこういう部分というのは派遣してもらったほうが得だというふうに思うのですけれども、こちらからの要請というのは一方通行になってしまうのか、それともこれを見ると国とのマッチングが合えばそこに投入するという部分が載っているのですけれども、そういう部分の考えがあればちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 正式名称が地方創生人材支援制度、最初日本版シティーマネジャー制度という話をしていたと思うのですが、途中で名前が変わったということで、12月に我々としても北海道を通じて国のほうに要請をさせていただき、ホームページでもその中身については内閣府のところで出ているのだと思いますが、倍率が10倍以上だということで、我々としては国家公務員の人材が欲しいということで要請をしていたのですけれども、なかなかマッチングが難しいという今の状況だということにお聞きをしております。基本的にはやる気のある方、あれを見て私はこのまちなに行きたい、自治体に行きたいという手挙げ方式が基本だというふうに聞いております。その中で調整をしてマッチングをしてということなのだということにお聞きをしておりますが、今のところはまだ正式な返事は来ていませんけれども、難しいのではないかなというふう

に返事をいただいているところです。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。国家公務員では難しいという中で、大学研究者だとか民間人材も含まれていると思うのですけれども、これは大学、民間人材、国家公務員来なかったらこのどっちかでもいいよという部分にはならないのか。これでは、国家公務員や大学研究者、民間人材を含めた派遣を地域に応じた処方箋づくりに派遣すると書いてあるのですけれども、名寄市としては国家公務員がいいから、大学関係者だとか民間人材はどうなのかなという部分なのでしょうか、そこら辺ちょっともしあれば。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今回手挙げをさせていただいたのは、1つに大学の問題があります。地方創生の中で地域の大学を活性化強化、再編強化をしていくという流れがあるという中で大学をどうしていくのかというのは非常に大きなテーマだということになっているというお話がありましたので、そこはカウンターパートである総務省の人材がもしあればより綿密なこれからの展開が見えてくるのかなという思いもありましたので、そういうところ限定をして今回手挙げをさせていただいたということなのですけれども、なかなか今のところそうしたふさわしいというか、マッチングする人材がおらないということだということです。地方創生戦略全体をつくっていく中では、今お話をさせていただいたとおり地方創生コンシェルジュだとか、それぞれの振興局にもそうした専門家を配置をします。さらには大学だとか、我々総務省にも非常にいろんな方の今パイプ持っていますので、そこについて全く心配はしておりませんで、そこをつくっていくということではもちろん庁内でもしっかりとやっていくのしょうけれども、いろんなアドバイスをしていただける人脈も持っていますので、そうした方たちのお知恵もしっかりとかりながら前に進んでいきたいというふうに

考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。人材がなかなか来られなければ、ビッグデータがあるという部分もありますし、ここの部分は石破地方創生担当大臣もビッグデータを提供することによって人、金、物がどう流れているかしっかりわかるというビッグデータになっているというふうに言っておりますので、この必要なデータはこれからもとっていただきたいなというふうに思います。

次に、周辺の連携についてちょっとお伺いをいたします。先ほど定住自立圏、名寄は本当に定住自立圏の部分でしか連携は無理なのかなという、私もそういうふうに思っておりましたけれども、その中でも今現状先ほど言った救急医療、消費者協会だとか、廃棄物だとか、医療やっているので、ここに出ている連携の部分ではその医療等々はあるのですけれども、公共交通機関、または福祉の部分、そして地域の交流、防災対策、そして産業振興、移住、交流、圏域の活性化に向けた取り組みもというふうに出されています。まだ立ち上げたばかりですから、どうのこうのとは言えないのですけれども、この部分の連携というのはどういうふうな部分に、今考えがあるとすれば、どういう方向性にいけるのかなという部分があればちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほど定住自立圏の連携の関係について、幾つか具体的な例を挙げて説明をさせていただいたところであります。現状の定住自立圏の中でも議員が今言いましたような交通、福祉等についても連携は進めているということでありまして、例えば公共交通でいきますと高速交通体系の関係でまさに圏域こぞって名寄市までの高速の開通について要望するというような、そういった取り組みも今現在進めているところありますし、あるいは福祉においても介護ですとか、

あるいは障害の程度の認定審査会等については広域で取り組ませていただいている部分もあります。そのように各分野にわたって今現在も広域的な取り組みは進めているということでありますので、また新たな課題等については定住自立圏の会議が毎年ありますので、その中でまたテーブルに上げて個別に協議を進めてまいりたい、そのような考え方をしていますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。

その中で1点だけちょっと、福祉や何かの部分で言われる、地域地域でいろんな部分あるのですけれども、介護保険料だとか公共施設の使い道ですか、圏域でいろんな部分、文化センターはA地域の文化センターをこれから使用していこうだとか、あと介護施設はこの地域のものを使っていこうだとか、図書館はC市のものを使っていこうだとか、そういう広域連携も書かれているみたいなのですけれども、これからのお話ですから、私もどうのこうのは言えないのですけれども、やっぱり今施設の老朽化を含めて進めていた中ではそういう連携も入ってこざるを得ないのかなと。各市町村がこれから生き延びていく意味でもそういう連携も含めてやっていかなければいけないのではないかなと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 個別の課題については、なかなか申し上げることはできませんけれども、例えば公共施設の管内における相互の利用等については定住自立圏のスタート時期からも話がされてきているところでありましてけれども、使用料の関係ですとか、あるいは北海道は非常に市町村間の距離があることもあってなかなか話が進んでいないというのが現状ではありますけれども、それぞれ各自治体でも既に整備してきた施設等の

かなり年数がたってきているというのもありますし、今回の地方創生のテーマであります人口減少というところもそれぞれの自治体抱えている部分でありますので、施設を賢く使うという意味において今後についてはやはり連携できるところは連携も含めて検討していかなければいけないのではないかなと思います。ただ、現段階で具体的に協議しているテーマがあるかというところについては今後になると思いますので、ぜひその部分については御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひそのようにお願いいたします。

下の今回地方の移住推進についてもちょっとお話をいただきたいのですけれども、この移住というのは地域の仕事支援という部分で出ております。必要に応じて人を地元、名寄市に引っ張ってくる、そして地域の仕事をさせていただく、その部分をどう人を寄せていくかという戦略みたいなのです。その部分で、ある島根県の例を出させていただきます。そこは、出身地のUターンの方々、または都市部のIターンの方々への支援を行っているのです。しまね暮らし推進課によると、Uターン者が右肩上がり増加していると。2013年度575人、仕事、住まい、生活の情報やさまざまな支援策を通じて定住につなげておりますと。民間で出資しているふるさと島根定住財団が行政とタッグを組んで連携し、I、Uターンの総合サイトくらしまねっとというのをつくって定住情報だとかの発信、定住のアドバイス、U、Iターンのフェアだとか、インターンシップを行って定住を果たすための重要な職業支援もその中で進められているみたいなのです。1年以上産業の体験だとか研修、就労開始時には県独自の支援を受けている、農業を半日やって介護の仕事を半日やる、また農業を半日やって地元の企業の仕事を兼業でやって自分がどういう仕事にマッチできるかというのをユニークにやっているというのです。地域

しごと支援事業で地域が必要とする人材を大都市から寄せている、先ほど移住の部分で部長が言われたのですけれども、名寄には2つのあれがあって、昨年ですか、1人名寄に定住された方がいるのですけれども、私も定住に向けては移住されて遊びに来ていただく方も大事だというふうに思うのです。夏場遊びに来ていただいて、寒い冬は向こうに家を持っていますから戻ってもらう、またこっちに夏は来てもらうだとか、2世帯でも全然オーケーだと思うのです。よそのところも本当に定住ではなく、そういう形で向こうにも家持ってもらってこっちにも家持ってもらう、そして住みよいときに来てもらうという方法のこともやられているそうなのです。名寄は、私は悪いと言うわけでもないのですけれども、地方創生を進める中には名寄に来てある程度仕事をしてもらって名寄にお金を落としていただけるような方もつくらなければいけないし、きっとこれからの人口減少に伴って先ほど言ったように産業が衰退すると言われていています。今の名寄の産業を衰退させないためにも、地方からこういう仕事がありますよと来てもらう方法が必要だと思うのです。それがやっぱり地方創生の一番重要な施策というふうに考えますし、東京一極集中ではなく、全日本を元気に暮らせるまちなしにしなければいけないという部分では移住、定住は大変重要だと考えるのですけれども、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 移住のほうにつきましては、私ども経済部の所管でございまして、今高橋議員のほうからも言われました島根県の例も非常に有効な、まだまだ私ども足元にも及ばないようなスケールでやられているということで参考にさせていただきたいというふうに思っていますけれども、言われましたシーズステイ、いわゆる季節、冬場はこちらが厳しい状況であるので、夏場はこちらに来てするといったような、この間2棟のお試し住宅に来ていただいて最後にアンケ

ートいただくのですけれども、そういった部分の御意見も、希望されている方も当然たくさんいらっしゃるしまして、そういった部分の方にも御相談を申し上げてそういった移住の仕方もありますので、ぜひ名寄市へといったこともお話もお聞きをしております。なかなかこの地方創生の部分、東京への一極集中を是正するという意味では非常に私どもとしても有効に活用できる内容だというふうに考えておりますので、他の自治体の例も参考にしながらぜひ有効な手段を今後考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ぜひよろしくお願います。

定住は、大変厳しいというふうに思っています。徳島の本当に田舎の町なのですけれども、徳島の中央に位置する神山町という町なのです。ここは、自然の豊かさを求めてIT企業が進出してくるところなのです。空き家を改修して全家に光回線を開通させます。約6年間で子供を含めて150人が引っ越してきました。多くが30歳前後、IT企業の社員、ウェブデザイナー、クリエイターなど多くの方々がこの地に来ている、218地区あって73地区で511人がふえたというのです。これ1カ月前、2カ月前にテレビで出ました。どうやって引っ越してきたかといったら、IT企業の方がパソコンだけ持ってきているのです。奥さんも子供も来ます。生活用品も持ってくるのですけれども、仕事の部分はパソコンだけなのです。そして、会社とはパソコンで朝連絡をし合って、仕事はその町の改修した空き家で仕事する。こうやって言っていますけれども、多くの自治体は対策をとっているけれども、なかなか効果が見えないケースがある、地域の魅力を打ち出すことができないところに人が集まっている、人を呼び込むためにいかに知恵を出すかが課題だ、乳幼児医療だとかいろんな部分を打ち出すのですけれども、行かないところには行かないのです。でも、こう

いうたかが何千人の町、本当に村です。テレビで見たら、田園の田んぼの家がぼつぼつ建っているところに人が行って仕事をして、そこで子供たちと奥さんが生活をしているのです。だから、先ほど移住に向けて何かの資料をつくられたと言いますが、それはそういう企業だとか、これからどういう運動をするとか、部分で使っていくのか。先ほど市長がいろんな会社に訪問したときに使うと言われたのですけれども、有効な施策の製品だと私は思うのですけれども、やはりこういう部分でも人は持ってこられるのだという、本当に住みよさランキングの上位の名寄ですから、教育も医療も福祉も充実しているところにこういう方々というのは私は重要な施策ではないかなと思うのですけれども、何か御意見があればちょっと。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 移住をどう考えていくか、定住をどう促していくかというのは、これからの地方自治体にとって大変大きな課題であるということ認識をしております。先ほど来2地域、あるいは季節の定住ということのお話もありました。端的な例では、例えば北海道でもニセコあたりは冬の間海外の方がコンドミニアムつくって長期滞在をして、夏の間はそこをうまく一般の方に貸し出しをして通年の不動産投資をしていくと。名寄市においても冬大変有効な資源があって、宿泊施設も比較的今期は相当逼迫をしているというお話も聞いておりますし、夏場においてはこの間杉並区の門元さんという国土交通省から出向されている方の講演もいただきましたが、夏場にそうした避暑をする、あるいはお仕事で夏場だけという、そういうニーズもあるようなお話も聞いております。名寄市においてもなかなか働く人材も不足しているという中で、そうしたマッチングだとか、通期にわたっていろんな方たちが定住をしていただいで総体での人口を確保していくという方策いろいろあるというふうに思います。貴重な

御提言もいただきました。名寄市においては、この移住をど真ん中で今やっているJOIN、移住・交流推進機構というところに職員を2年間派遣をし、さらにまた2年間来年度から派遣をするということでもあります。このJOINという機構がさらにこれから移住の窓口として大きな力を発揮していくということになっておりまして、この情報もいろんな形でいただけるものと思うし、その中からいろんな人材や人も誘致できるのではないかなというふうに思います。先ほど神山町さんの例をお聞きしましたけれども、一方で神山町さんはお話を聞くとそういう新しい方と古くからいる地域住民とのいろんな摩擦も実は起きていて、そうしたことが非常に大きな問題になっていると、そんな話も聞くのです。大事なことは、そうした外から来る皆さんをしっかりと我々は受け入れていくのという、その覚悟も職員だけでなく市民みんなが持っていくということが大事なことかなというふうに思うところなのです。そんなことで地方創生戦略というのを我々策定していくのだけれども、これは市民みんながこの方向に向かっていこうということを共有していきながら前に進んでいくということが何よりも大事なのではないかなというふうに思うところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 本当にそうだと思います。ぜひその部分しっかりとよろしく願います。

次に、子育てについての部分をちょっと伺います。今回の地方創生の中で座長である岩手県の元知事の増田さんがこう言われています。人口減少にどう対処するかという視点からいうと、若い女性が働きやすい社会づくりは当然として、地方は女は出しゃばるなという古い考えの人がまだまだたくさんいる、そうしたところまで踏み込んで変えていかなければ地方創生をやる意味がないと言われておりますというふうに言われています。これからの地方創生、人口減少に伴い、女性が本

当に安心して出産できる、安心して子育てできる、安心して教育が受けられる、安心して生活できる名寄市をつくるのがこの地方創生の一番の目的だと思っています。そういった部分でフィンランドの切れ目ない家庭支援、ネウボラという部分がございます。日本でも東京、または横浜、名古屋、文京区、和光市、名張市もつくられてきております。ネウボラというのは、赤ちゃんから高齢者まで一人一人を平等に扱い、大事にする国フィンランドから生まれた。赤ちゃんも国から歓迎されている気がする親が言えるのは、長期かつ総合的に育児支援を提供できるネウボラがあるからだということなのです。妊娠がわかったとき日本ではまず足を運ぶのは病院である。その後母子手帳をもらいに自治体の役所、母親学級があれば保健センター、必要に応じてさまざまな機関に足を運ぶのが普通だろうが、このネウボラは出産が決まるとそのネウボラの施設に行きます。子供が生まれるまで十数回、そしてそのときにお医者さんだとか歯科医も何回か会って、1回当たり30分から1時間、いろんな両親も含めた相談体制をつくっているそうなのです。私もこのネウボラの記事を見まして、ある東京大学の御婦人の方が、名前も言えませんが、東京大学の女性の方が、済みません、日本の子育て支援策が見習いたい要素が詰まっているけれども、フィンランドでも初めからこうだったわけではないわけで、フィンランドからできて日本では無理なはずはない、日本でも学べるところをどんどん学んで子育てにしっかり対応してほしいそうなのです。名寄は、本当に子育てのまちですから、子供ができてから14回の部分を見ていただいたり、いろんな施策あります。しかし、安心できる子育て方針を打つ部分でもこのネウボラをやっていただいたほうが安心できる子育てのまちになるのではないかなというふうに思うのですけれども、部長、どうでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） ネウボラにつき

ましては、高橋議員から御紹介を以前いただいておりましたので、少し調べさせてはいただいております。国が示しております総合戦略の主な施策の中にも子育て世代の包括支援センターの設置というものがございまして、まさにこれがネウボラに当たるものではないかというふうに考えております。私が調べたところによりますと、ネウボラとはフィンランド語でアドバイスの場所を意味するようでありまして、妊娠期から就学前にかけての子供、また家庭を対象とする支援制度でありまして、かかりつけネウボラ保健師を中心といたしまして産前産後、子育ての切れ目のない支援のためのワンストップの地域拠点ということでありまして、御紹介ありました東京の文京区版ネウボラ事業ということで、文京区でも行うようなお話は聞いておりますが、母子保健コーディネーターを配置されると。これは保健師さんであります。妊娠、出産、子育てにわたる切れ目のない支援をしていくということでありまして。現在本市におきましては、10月に開館を予定しております地域子育て支援センター、これは旧親林館を改築して実施する計画を立ててございまして、このセンターの中で専門に相談を受ける子育てコンシェルジュを配置をいたしまして、さまざまな子育ての悩み等をお伺いしていきたいと考えております。また、先ほども申し上げましたけれども、保健センターでも妊娠してからずっとそれぞれの年代に付き添って支援をさせていただいておりますので、今後ともそれを続けてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 時間もありませんので、まずマンホールはしっかりと安全対策を持ってやっていただきたいというふうに思います。

最後に、デマンド交通をやらせていただきます。今回なよろコミュニティバスの部分なのですが、ある方から買い物に行くのに大変だと、先ほど言ったように車をなくして買い物に行くのにバスに乗るところが距離があるというふうにお言

れて今回質問させていただきました。ある地図、名寄市の地図にバス停から500メートル離れたところに丸をつけました。500メートル行くのは、買い物して、80歳、90歳は本当に大変かなと思います。それで、250メートルつけました。これだけ黄色い部分の障害の出る部分があります。この地域というのは、見たら昔新興住宅街で家を建てた方々等々、やっぱり住んでいる方々が高齢者が多いものですから、この部分の対策をしっかりとお願いします。これの対策でやっぱりデマンドを活用したほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その見解をいただいて終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） コミュニティバスの関係について御質問いただきました。これについて、先ほどの答弁で申し上げましたように27年が実証の最後の年に当たりますので、今議員の言われました利便性をさらに高めるという視点の検討については改めてまたさせていただきたいと思えます。ただし、公共交通いろいろありますけれども、それぞれにメリットとデメリットがあって、路線バスについてはやはりタクシーと違いましてなかなかドア・ツー・ドアというのでしょうか、近くまで行けないという制約もあるということについてはぜひお含みをいただきながら次年度の検証について、さらには28年度に向けての取り組みについて見ていただきたいなというふうに思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それと、デマンドについてですけれども、デマンドについてはエリアを決めて乗せるところとおろすところについては定点で決めるということになっていまして、現状のデマンドでいくと郡部について風連地区から共和、曙にかけて乗るところのエリアを設けておりますけれども、市内についてはおろすところだけということで設定しているものですから、現段階では市街地での対応については少し困難かなと思っておりますので、そこも含

めて御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

冬の市民の安全対策について外3件を、高野美枝子議員。

○2番（高野美枝子議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問してまいります。

冒頭に、本日の午後2時46分、東日本大震災が起こってから4年目を迎えます。いまだ先が見えない福島原発、いまだに23万人が避難をし、仮設住宅で暮らす8万人を超える方たちの心情を思うときせつない思いでいっぱいでございます。たくさんの亡くなられた皆様に心より哀悼の念を申し上げ、質問に入らせていただきます。

今冬この地域では、例年にない少ない積雪でございました。道東の異常とも言える気象状況が報道されております。道路が寸断されたり、停電が続く非常に恐ろしい昨今の気象状況でございます。昨日からも停電等、悪天候になっているところがございます。いつこの地域がそのような状況になってもおかしくない異常気象が続いております。そんな中で1点目は、冬の市民の安全対策についてお尋ねいたします。まず最初に、先月2月4日に行われました名寄市で初めてという防災訓練の検証についてお伺いいたします。また、この訓練を今後どのように生かしていくのか、お考えを伺います。

次に、今冬における除排雪体制についてお伺いいたします。交差点の事故が多発しております。交差点における安全対策についてお伺いいたします。

昨年12月には大雪が降り、除雪も間に合わない状況で大変御苦労なされたことと思えますが、その後ざくざく道路で人も車も大変な思いをいたしました。年が明けてからは、穏やかな天気が続いて日中は雪が解け、夜には車道も歩道もアイスバーンで、寒い日には日中もアイスバーンのまま

でどこを歩いてもつるつる路面に悩まされました。路面状況の原因と対策についてお伺いいたします。

次に、屋根の雪おろしにおける事故についてお伺いいたします。これまでも広報など市民に対しまして情報提供をなさっているのだと思いますが、屋根の雪おろし作業の事故がなくなりません。このことについてどのように考えているのかお伺いいたします。

先日小学校1年生と一緒に教室で給食をいただく機会がありました。献立の中にお餅が入っていて、そのお子様はお餅が大好きなのだそうなのです。名寄のお餅は日本一なのだよねとお話ししながら、楽しい時間を過ごしました。2番目は、安全でおいしい農産物に恵まれたこの地域の農業と食育について、現在の学校を初めとする市内の食育の状況と農業における重点施策についてお伺いいたします。

また、今後の食育の方向性について、大人や高齢者への対応についても含めてお伺いいたします。

先日名寄産業高校のみずならショップで農産加工品を購入する機会に恵まれました。生徒や先生の努力でとてもいい製品ができ上がっています。ぜひ今後名寄市立大学、産業高校、農業改良普及所など市内の関係機関との連携を緊密にし、全市的に食育に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

3番目に、図書館の将来展望についてお伺いいたします。大学図書館が平成29年度に新図書館として生まれ変わるようになっていますが、市立図書館も市内にはあります。市民の中には、この図書館がなくなってしまうのではないかと危惧する方もいらっしゃると思います。子供の読書活動を中心とした取り組みや読み聞かせ、イベントの企画等々、市民の図書館として定着しているところですが、この2つの図書館をどう活用していくのか、現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

4番目に、男女共同参画についてお尋ねいたし

ます。昨年6月の第2回定例会でも質問させていただきましたが、その後のセミナーの開催状況等市民への周知について、また28年度条例制定に向けた現在の状況についてお伺いいたします。

以上、この場での質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま高野議員からは、大項目で4点にわたり御質問いただきました。大項目1のうち小項目の1及び大項目4につきましては私のほうから、同じく大項目1のうち小項目2につきましては建設水道部長から、同じく大項目の1、小項目3につきましては市民部長から、大項目2につきましては経済部長から、大項目3のうち小項目の1につきましては大学事務局長から、同じく大項目3のうち小項目2につきましては教育部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、冬の市民の安全対策について、小項目の1、防災訓練の検証について申し上げます。防災訓練は、訓練の種類ごとに避難訓練、機関の訓練、避難所運営訓練、凶上訓練、これら全てを行う総合訓練などがございます。名寄市では、これまで水害を想定した防災訓練を実施してまいりましたが、各地の暴風雪による災害発生から冬期の暴風雪を想定した訓練が必要であるという認識に立ち、本市としては初の試みとして冬期の防災訓練を実施したところであります。訓練は、名寄警察署、北海道建設管理部、北海道開発局士別道路事務所、陸上自衛隊第3普通科連隊、東地区連絡協議会との共催で民間団体の協力も得て午前、午後の部として1日日程で行いました。訓練は、北海道で実際に起きた暴風雪と大規模停電を想定したものでありまして、午前の部では昨年11月の改正災害対策基本法によるスタック車両の除去訓練について取り入れ、北海道開発局士別道路事務所の担当として実施をしたところであります。また、暴風雪対応訓練では、暴風雪時の対応は各関係機関の連携が大変重要になるため、これ



らの連携をとれるよう訓練に取り入れて実施をしたところであります。午後の部の訓練では、町内会等の避難所設営能力の習得にあわせて、大規模停電を意識してもらうことなどを目的として実施をしたものであります。今回の防災訓練では、関係機関との打ち合わせ会議を8月から2回ほど進めていたこともありまして、昨年12月16日から17日の暴風雪時には関係機関同士の連絡、情報交換が円滑に実施をされておりまして、今回の訓練の成果の一つと捉えているところであります。また、防災訓練は、完璧に行うという視点ではなく、課題を見つけて発災に備えていくというのが目的でありまして、救助に要する時間の確認及び救助に当たる任務の困難さについてもあわせて確認ができましたので、次に生かしていくために課題を検証し、災害対応に備えていきたいと考えております。

続きまして、大項目の4、男女共同参画について、小項目の1、セミナーの開催状況等の市民周知について申し上げます。男女共同参画を推進するため、昨年11月にキャスターで気象予報士の菅井貴子さんを講師に招いたセミナーを開催し、第1部の講演会に約100名、また第2部のグループ討議には16名の市民の方々に御参加をいただいたところでございます。第1部の講演会では、男女共同参画の理念であります自分らしくをテーマに天気の見方で男女差があることや自分の体験をもとに今の女性に関する話題などについて御講演いただくとともに、第2部では自分らしく生きることや男女の役割、男性優位、女性優位に感じることなどをテーマとした意見交換を行いまして、子育て等に関するさまざまな制度の周知が不十分である、職場の上司などに制度を学習する機会を設ける必要があるなど活発に意見が交わされており、本市における男女共同参画の推進に有意義なセミナーであったと考えております。本セミナーの開催状況についてであります、市の広報により概略を市民の方々へお知らせしているところで

はありますが、改めて市のホームページに開催状況を掲載し、一層の市民啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、28年度の条例制定に向けた現在の状況について申し上げます。本市におきましては、平成28年度の条例施行を目指し、男女共同参画の推進に関する条例の検討を進めているところでありまして、現在名寄市男女共同参画推進委員会において条例の内容について御議論をいただいているところであります。各委員からは、条例の目的が市民に伝わるようわかりやすい記述について工夫すべき、条例に定義づける語句を検討すべき、教育関係者の責務についての記述を検討すべき、性別による権利侵害についての記述を検討すべきなどといった御意見をいただいているところであり、今後委員会における議論をさらに深めながら条例の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目1の小項目の2、今冬の除排雪体制についてお答えいたします。

初めに、除排雪の状況につきましては、現在シーズン途中ではありますが、3月8日現在の累積降雪量は557センチメートルで、昨年同日が594センチメートルでありましたので、昨年と比較しますと37センチメートル少なく、対前年比で約94%であり、平年値の743センチメートルと比較しますと約75%の降雪量となっております。また、積雪深については現在76センチメートルであり、昨年同日が121センチメートルでありましたので、昨年と比較いたしますと45センチメートル少なく、対前年比で約63%であり、平年値の積雪深87センチメートルと比較いたしますと約87%の積雪深となっております。12月の大雪では、1日での降雪量が73センチメートルの日があったことにより12月11日か

ら幹線道路の排雪作業を開始し、翌12日からは交差点の排雪作業も実施しています。年が明けて1月7日から生活道路の排雪作業を開始し、2月6日で名寄、風連両地区とも終了しております。今後は、幹線道路の排雪状況をパトロール等によって確認し、排雪が必要と判断された場合に適時作業を実施していくこととしております。

御質問の交差点における安全対策では、昨年のアンケート調査で多くの要望が寄せられたことから、今シーズンから交差点排雪にロータリー車を導入し、交差点手前から広範囲に道路幅の拡幅を含めた排雪作業を取り入れ、交差点の見通し向上と交差点幅員の確保に努めてまいりました。また、交差点手前にはスリップ抑制として路面の状況に合わせてビリ砂利の散布対応を行っております。今後も交差点の安全性向上対策を継続的に効率よく進めてまいりたいと考えております。

次に、路面对策についてお答えいたします。ざくざく道路の発生は、冬期間道路に積もった雪が車両の走行によりかたい層が形成され、この層が車両の進行や暖気によって壊されてしまうことが原因です。今冬は、昨年12月に大雪が2回ありまして、道路がざくざくで車の走行が困難などの通報や苦情を40件ほどいただきました。対策として、除雪業者がショベルカーによりざくざく面を削り取る路面整正作業を実施しました。このとき市内一斉に路面整正を行うと、削った雪が住宅間口に大量に入ることや道路幅員が一気に狭くなるため、劣悪ポイントを優先的に対応を行いつつ、数日かけて徐々に圧雪層を削り取る対応を行ってまいりました。今後も天候や路面状況に注意を払いながら、適切な路面管理に努めてまいります。

次に、歩道のつるつる面に関しましては、今シーズンは日中に気温が上昇し、雪が解けて気温が下がる夜間には降雪路面が凍ってしまう状況が早期から発生しております。また、店舗やコンビニなどの駐車場に出入りする箇所や日陰となる箇所では、圧雪表面が氷になり、昼夜問わず滑りやす

い状況となっております。市道の横断歩道では、歩行者と車両の交通量が多い町中に2カ所と市立病院の正面玄関前に散布用の砂箱を設置しています。歩道の滑りどめ対策については、全区間の対応は難しいことから、部分的な対応策では効果が限定をされ、未対策の歩道部分で転倒しやすくなる可能性もあることから、積雪寒冷地として他の市町村からの情報を収集して研究、検証を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の1の小項目3、屋根の雪おろしにおける事故について申し上げます。

名寄市では、この冬雪おろし中の事故によりまして2名の方が亡くなりました。また、負傷された方は3月3日現在8名で、名寄消防署が雪による被害で救急搬送した方は今シーズン10名で、うち9名が50歳以上で、亡くなった方が2名、重傷の方が6名となっております。一方、上川管内における雪による事故は、3月3日現在雪おろし中に屋根から転落するなど3名の方が死亡され、負傷された方も44名の方が重軽傷を負っております。北海道では、融雪期を迎えて屋根からの落雪や雪崩など雪による事故に注意を呼びかけています。屋根からの落雪や除雪作業における事故防止策としましては、安全な服装で命綱をつけることや気温が高くなる午後は屋根の雪の緩みに注意すること、雪おろしは1人では行わずに2人以上もしくは家族や隣近所に声をかけるなど、命を守るために十分な備えをすることが必要であります。また、高いところや積雪量によっては業者に依頼するなど安全策をとることも必要になります。今後とも雪おろし等の作業中の安全を確保するため、地域住民や事業者等への周知について各関係機関と連携をし、市の広報なよろやホームページ等により注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 私からは、大項目2、農業と食育について、小項目1、現在の状況について申し上げます。

市内における食育の現状について、まず学校においては農村部と市街部の学校で多少の活動領域に違いはありますが、市内全校において食に関する指導の計画を立て農業体験などを年間行事の一環として実践しております。具体的には、学校園での栽培、地域の農業者と連携した田植え、稲刈り体験、収穫祭における調理実習などを父兄や地域の方々、さらにはなよろ食育推進ネットワークや名寄産業高校などと連携しながら行っております。市内保育所においては、食育計画を策定し、農業体験や収穫祭など年間行事に組み込み、実践しております。行政においては、保健センターでは妊婦や親子を対象とした食育セミナーを初め各種料理教室の開催、公民館では地産地消の食材を取り入れて料理の楽しさを知り、食への関心を高め、健康で心豊かな生活を送るための料理教室を開催し、市民相互の交流を図っております。学校給食センターにおいては、地場産の農畜産物を積極的に取り入れるとともに、赤飯給食など名寄市の特色を生かしたメニューを提供するとともに、学校栄養教諭制度を活用し、学校給食を生きた教材として活用するなど、子供たちへの具体的な食に関する指導を進めております。農務課では、地産地消フェアの開催や食に関する農業セミナーの開催など各種イベントを進めるとともに、食育の所管課として名寄市食育推進協議会を設置し、各種団体との情報交換を行いながら第2次名寄市食育推進計画に基づき食育の推進を図っております。また、なよろ食育推進ネットワーク、道北なよろ農業協同組合、名寄市グリーンツーリズム推進協議会を初め名寄市食育推進協議会を構成する関係機関や各種団体においては、それぞれの団体が主体的に取り組みを進めております。名寄の豊かな

地の利を生かした地産地消も含め、官民一体となって食育の推進に取り組んでおります。

続いて、名寄市の農業の重点施策であります。名寄市は米、畑作、施設園芸作物、畜産物と多くの多種多様な農畜産物を生産する地域であります。どの生産物もすぐれた品質と高い評価をいただいております。作物同様に多様な経営体がありますが、どの生産物もどの経営体も名寄には欠かせない重要な生産基盤であります。行政としては、引き続き道北なよろ農業協同組合などの関係機関と連携し、全ての経営体を後押しするとともに、農産物のブランド化を進めるなど、より一層の産業発展を目指すところであります。また、一方で、この間の農家戸数の減少に伴い、強い経営体の育成や後継者対策など多くの課題があるとも認識しており、国の施策などを進めるとともに、名寄市としても人・農地プランにおける聞き取りや地域での話し合いを進め、生産者の声をお聞きする中で課題解決を図ってまいります。特に新名寄市農業・農村振興計画が平成29年度から第2次計画に移行することから、平成27年度から名寄市農業・農村振興計画策定委員会を立ち上げ、生産者の声に意図した計画とするべく取り組みを進めてまいります。

次に、小項目2、今後の食育の方向性について申し上げます。名寄市食育推進計画は、子供だけではなく成人や高齢者においても課題を取り上げ、年齢に応じたライフステージを示しております。成人や高齢者においては、保健センターで生活習慣病予防を中心に健康料理教室や個別支援を実施しております。近年の食環境の変化に伴う食の乱れは、健康への不安にもつながっていることから、日本型食生活をしっかりと継承していくことが重要であります。また、子供への食に関する教育の基本はふだんの家庭料理にあることから、各家庭内における食育への意識が必要であり、今後とも関係機関と連携しながら食育を地域で推し進めるとともに、平成27年度は食育フォーラムを開催

し、食育のさらなる取り組みを行いたいと考えております。

次に、小項目3、関係機関との連携について申し上げます。名寄市食育推進協議会は、名寄市立大学や名寄産業高校を初め多くの関係機関、団体で構成しております。実際の食に関する取り組みは、それぞれの団体の中で進められ、完結しておりますが、地産地消フェアや健康まつりなど大きなイベントでは各団体が実行委員会に参画してPR活動などを行っております。今後とも食育を全市的に進めるため、市民、地域、行政、関係団体が相互の連携と協力により一体的に進めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 鹿野大学事務局長。

○市立大学事務局長（鹿野裕二君） 私からは、図書館の将来展望について、小項目1の大学図書館の現状と今後の方向性について申し上げます。

まず、市立図書館と大学図書館の相違点について申し上げますと、市立図書館は図書館法を設置根拠としております。地域住民に図書館サービスを無料で提供する公共図書館となります。大学図書館は、大学設置基準を設置根拠に、その大学の学生、教職員の学習、研究に必要な図書や学術資料を提供し、保存する基幹組織であります。名寄市立大学図書館を初め多くの大学図書館は、地域の公共図書館への支援や地域住民への開放を行ってきております。本学図書館の現状でございますが、平成18年の名寄市立大学の開学の際に旧市立短期大学図書館だけでは大学設置基準や関係の施設基準を満たすことには不十分であることなどから、旧短期大学の図書館の部分を一部拡張しまして本館としております。また、旧名寄恵陵高等学校の図書室を分館として活用して開設をしてきているところでございます。図書館の図書の所蔵数は、名寄市立大学の教育、研究分野でございます保健、医療、福祉関係の専門書を中心に約8万5,000冊、雑誌は約200種類を所蔵しており

ます。開館は、平日の午前9時から午後9時までとなっており、平成25年度の図書貸し出し実績は約1万6,000冊で、そのうち一般の方々への貸し出しは約600冊となっております。平成29年には約14万冊の図書の所蔵が可能となる新大学図書館が完成いたしますが、開館時間の延長、開館日数をふやすことを予定しておりますので、現在年間約400名にとどまっております一般の方々の利用も大きく伸びることが期待されているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私のほうからは、大項目3、小項目2の市立名寄図書館の現状と今後の方向性についてお答えをいたします。

市立名寄図書館本館は、旧名寄市の開基70周年記念事業として昭和44年7月に新築工事に着手し、翌年の昭和45年8月に郷土資料室とプラネタリウム館と併設した複合施設として開館いたしました。本年で45年が経過しておりますが、その間外壁や内部の改修を行ってきております。平成6年度には、2階にありました1階閲覧室が蔵書冊数の増加により床が蔵書の荷重に耐えられなくなる状況となり、1階の展示ホールに移設するという大規模な改修を行ってきております。その後も読書環境整備のため、平成25年度には窓や1階トイレの改修等を行って現在に至っております。また、蔵書冊数は平成25年度末で12万6,013冊となり、図書資料の保存スペースが限界にきている状況にもあります。このことから、施設の老朽化と狭隘の改修のため、第2次新名寄市総合計画策定に当たり、子供からお年寄りまで集うことができる時代に対応した図書館施設のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、子供の読書活動につきましては、平成24年に第2次子どもの読書活動推進計画を策定し、子供たちが読書を楽しみ、感動する心を培うため

の読書活動に取り組んでおります。具体的には、親と乳幼児に対しましては読み聞かせ会ペンギンクラブを月2回テーマを変えて開催しております。さらに、小学校への支援といたしましては、1つのテーマに沿って本を紹介するブックトークや北海道立図書館の市町村支援事業を活用したサポートブックス事業やブックフェスティバルを開催し、毎年児童生徒読書感想文コンクールを実施しているところであり、今後も子供たちが本に親しみ、読書する習慣を身につけるために学校とも連携して各種事業に取り組んでまいります。また、市民が専門的な学習に取り組むためには、専門書を所蔵する名寄市立大学図書館との連携が不可欠であり、大学図書館の蔵書検索の利用による相互貸借や施設利用の紹介等を行っているところであります。今後も相互の図書館が特色ある図書資料の収集、運営に努め、市民の生涯学習に必要な情報提供を第一に考え、利用しやすく親しみのある図書館を目指し、連携を図ってまいりたいと考えています。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

1番の冬の市民の安全対策についてでございますが、防災訓練の検証についてでございます。災害のときには行政がもちろん一番先に動く、働くわけでございますが、自主防災組織の育成も必要であるかなというふうに思うのですけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） 今自主防災組織について再質問をいただきました。災害対応については、議員が言われますように当然行政として果たさなければいけない役割もありますけれども、自助、共助の中で対応しなければいけない部分があると思っています。特に災害対策基本法の中では、

自分の命は自分で守るとというのがやはり一番ベーシックな考え方だとうたっていますので、そこも含めての対応になるかと思っていますが、自主防災組織についてでありますけれども、組織の立ち上げに伴ってその組織が機能しなければいけないというのが前提にあるかと思っています。特に夏の洪水については、情報の収集ですとか避難行動等への対応が必要となりますし、冬期の暴風雪においては基本的には外出を控えるということが基本となってそれぞれ組織で動いていかなければいけないだろうと思っています。これらの体制を整えるに当たっては、やはり実際にそういう災害を体験したかしないかがその組織率に大きく反映してくるというふうに考えておりますけれども、これは幸と言えばいいのか不幸と言うのかわかりませんが、昨年の中で大きな災害を2度名寄市でも体験をしましたので、そういった意味では名寄市の中でも随分防災に対する機運が高まっていますというか、危機感を持っているというふうに思っていますし、この間の地域の声聞きますと、私どもも出前トークということで防災について情報提供する機会もありますけれども、災害以降担当のほうに非常に多くオファーが来ているという状況もありますので、そこを通じて自主防災組織の育成についても地域の方が考えていただいているというふうに思っています。我々もやはりこの時期を逃すことなく、市民の皆さんに十分働きかけをして自主防災組織の育成を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） そうしますと、町内会とかということになってしまうと思うのですけれども、非常に進んでいるところもありますし、前にも質問したところがございますけれども、なかなかそこまで手が回らない事情のところもございまして、一概に同じレベルに立つということとはなかなか難しいというふうに考えます。そのこと

についてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 確かに地域によって随分温度差があるというのは、私どもも感じているところあります。これは、先ほども言いましたように実際に避難をした地域と、あるいは災害はあったけれども、避難をしなくてよかった地域によって実体験に基づいて随分意識が違うのだろうというふうに思っています。最終的には全地域で自主防災組織が立ち上がるというのが一番望ましい姿だと思っておりますけれども、災害は待ってられませんので、私どもはこの間過去のデータからやはり災害が起きた地域を中心に自主防災組織の設立に向けて働きかけていく必要があるだろうと、そういう考え方をしております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 大変だとは思いますが、やはりその地域に合ったきめの細かい対応をしていただくことをお願いいたします。

次に、昨年9月、第3回定例会で質問させていただきましたハザードマップの件についてお尋ねいたします。その進捗状況についてと、あと配布時期はいつごろ考えているのかお尋ねいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） これにつきましては、今見直しに向けて準備を着々と進めているところでありますけれども、見直しの前提として地域防災計画、これは名寄市が策定しているのがありますけれども、まずその見直しをしてからハザードマップの見直しという、そういうスケジュールになります。この防災計画の見直しについては、3月30日に開催を予定しておりますので、そこで防災計画の見直しをすると、その後ハザードマップの作成という作業になっていくかと思っております。時期については、できれば洪水等の時期に合わせての作成というふうに思っておりますけれども、かなり膨大な量の作業にもなりますので、

できれば夏ぐらいまでには配布ができるような形で努力をしたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 夏までにとということでお聞きしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、交差点における事故についてお伺いいたします。交差点については、今冬非常に配慮したということだということでございますけれども、非常に事故が、先ほども質問しましたけれども、多い状況であると考えておまして、ことは雪が少なかったということもありますけれども、次年度に向けて市民の方からの声などを拾ってまた新たに考えているということもございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 新たな交差点対策ということで御質問ありましたけれども、ことし改めて昨年のアンケートに基づいて一定程度交差点について広目にあけながら交差点の対策をして視界がとれるといいますか、見えやすいようにした対策をことしとりましたので、また新たなことと言われましたけれども、事故がというようなこともお話ありましたけれども、少しことしの状況を見させていただいてまた検討させていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 高野美枝子議員の一般質問の途中ですが、ここで一旦一般質問を中断いたします。高野議員におかれましては自席へお戻りください。表示板の時計をとめてください。

○議長（黒井 徹議員） 去る平成23年3月11日14時46分に発生いたしました東日本大震災から4年を迎えることとなります。ここで、犠牲になられました方々に哀悼の意を表し、本議会として震災発生の時刻に合わせて黙祷をさげたいというふうに思います。

時間が来ましたら、私の発声で御起立を願い、黙祷を始めたいと思いますので、御協力願います。しばらくの間お待ちいただきます。

御起立願います。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（黒井 徹議員） 黙祷終わります。

ありがとうございました。御着席ください。

○議長（黒井 徹議員） 高野美枝子議員の一般質問を再開いたします。

高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 次に、路面对策についてお尋ねいたします。

雪が解けてまいりまして、市内の至るところで道路が陥没しています。溝のようなへっこみは、車の運転に支障を来しているところですし、けさお会いした方は転んでけがをした、骨折をしたというふうにおっしゃっていました。この原因と対策についてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今高野議員のほうからございました。ことしの冬は、少し雪が少ないということもありまして、ざくざく路面ですとか、あるいは今御指摘がありましたように道路が隆起をして、凍上して波を打ったような状態になるということでございます。どうしても未改良道路といいますか、未舗装の道路については道路下の土壌がやはり凍って凍上するという、そういう状況になっています。対応策として一番いいのは、全ての道路を舗装ということで少し砂利を厚目に道路改良をすることがいいというふうには思っておりますけれども、残念ながら財政的にも相当な費用がかかるということでありまして、危険な箇所については部分的に補修対応をさせていただいているところであります。この道路の波を打つような状況については、例年おおよそ、その年の気象にもよるかと思いますが、5月の連

休明けぐらいにはもとの状態に全て戻るというふうには言いませんけれども、少しずつ暖気によって戻ってくるような状況になるかというふうに思います。先ほどけがをされたというようなお話もありましたけれども、ぜひ大変申しわけありませんけれども、しばらく路面十分注意をしていただきながら車の運転等をしていただければというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 昨年のまち懇でも除雪とか道路管理については質問が多かった項目だというふうに思っております。市民生活に直結する課題でございます。道路整備には費用もかかり、政治状況も変わってきていますので、なかなかハードルが高いとは思いますが、知恵を絞りながら対応し、この状況を関係機関、国や道に要望していくことも大切なことと考えますし、必要なのだろうというふうに思いますが、どのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 今特に道路にかかわってというお話だったかというふうに思いますが、もちろん道路だけではなくて名寄市内の社会インフラ全体がやはり老朽化をしているという現状でございます。私ども市の単費だけではなくて、どちらかという交付金を、補助金を利用しながら各種施設の整備をやっているという状況でございます。私どももちろん市の管轄もありますけれども、それ以外、例えば名寄市内見ましても市道だけではなくて道道、国道もございまして。その意味では、市道の部分についてはなかなか国のほうにどうこうという要望はできませんので、国道あるいは道道の部分についての要望については今後市民の皆さんからの危険な状態の道路等については早急に要望を上げていきたいというふうに考えております。あわせて、国のほうに対しての交付金等についての要望等については、逐次機会が

あれば要望は上げさせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） 何とかよろしく願いたいと思います。

次に、屋根の雪おろしについての事故についてでございますが、やはり高齢者が多いということでございます。事故防止に対しまして何かいい対応がないかお尋ねしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほど市民部長からも答弁させていただいておりますが、事故防止のためには高齢者に限らず2人以上での作業の実施ですとか、命綱、ヘルメットの着用、そしてはしごはしっかりと固定するなどが挙げられておりますが、高齢者を対象に啓発するためにはわかりやすい資料の提供と、そして説明の機会が重要と考えております。このように事故が多発している状況を踏まえまして、本市といたしましては除雪助成券を交付させていただいている皆さんに助成券とあわせてこのような啓発の資料を同封させていただき、また出前トークですとか、また町内会など訪れた際に御説明を直接させていただくなどの対応をとらせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ぜひよろしく願います。あと、同封する用紙もちょっと目立つように字も大きくしていただければと思いますので、どうぞよろしく願います。

次、農業と食育について再質問させていただきます。例えば大量につくってことシタマネギが大分余っていたような状況なのですけれども、そういうときにタマネギとか余った食材とかはね品とかを大学とか専門機関と連携しまして、子供たちや一般市民も含めながら、食育と食材を大切にすることで研究会とかプロジェクトをつくっ

て試食会などをするという、そういう市民参加型の食育というふうなものも考えていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 今高野議員から御提言いただきました。その年度によって、さまざまな農産物が結果的に売れなくて残っているというような状態が確かにあるのかと思っております。なかなかそれを包括的にどこでどういう状態で余っていてどういう活用という、そこまでのお話は今段階としてはちょっと進めていないという状況でございます。こういった取り組みをするに当たりましては、もちろん生産者はもとより、JAさんともお話し合いをしていかなければいけないと思っておりますけれども、そういった意味では今後の研究課題ということで捉えさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ぜひ命を育む食材をこの地域で大事にしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

先ほどの答弁の中に農産物のブランド化を進めるということでしたが、具体的にどのように進めているのか、また今ブランド化を進めている農産物についてございましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） ブランド化ということでは、基本になるのが生産者がこの間安心、安全な農産物を提供し続けていただいていることが、まず第一にその評価が生産団体を通じて実需に行って、そういった今の努力の成果が名寄ブランドをやっぴり築き上げてきたのではないかなというふうに思っております。それが第一でございます。その中で、さらに考え方をもう少し進めるという意味で産地のブランド確立事業というものを新年度から立ち上げをさせていただきますし



て、この間やっていたもっともち米プロジェクトにおけるモチ米の事業、さらには産地表示などの事業、さらにはこの間グリーン・ツーリズムでやっていたけれども、企業研修等の事業を一体的に一つに網羅してこの事業に踏み込むことによってさらに事業効果を上げるように考えてまいりたいということで、当面そういったことを27年度に考えていこうというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ありがとうございます。

名寄市農業・農村振興計画が平成29年度から新計画に移行するというので、平成27年度から名寄市農業・農村振興計画策定委員会を立ち上げるとのことですが、農村振興計画策定委員会とは何名くらいで構成され、どのような内容の委員会となっているのかお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 今どの団体ということ、当然生産団体も含めて、農業者も含めて、普及センターさんなどの関係機関も含めて構成員となっただけで取り進めたいというふうに思っています。その下にさらに各職員レベルのプロジェクト会議などを立ち上げさせてもらって、そこで意見交換なり、考え方を少し整理させていただいて、基本は生産者の皆さんを含めた御意見をお伺いするというので、そういった反省をまず前期というか、1期目の反省をもとに地区での話し合いを精力的に行ってまいりたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ぜひ幅広い年齢層とできれば女性も半分入れていただければというふうに思っております。食べることは生きることです。この地域のおいしい安全な農産物で健康な精神と体をつくっていただき、強くたくましく育っ

ていただくためにぜひ今後とも食育に力を入れていただくことを希望いたします。

次に、図書館の将来展望についてお尋ねいたします。私たち会派は、東京の江戸川区の子ども未来館を視察してまいりました。子供たちが自分たちで課題を見つけ、ゼミとして半年間かけて研究をしていました。江戸川の特産品のコマツナのコマーシャルをつくって実際にCMを流してみたり、模擬裁判などを行っているとのこと。最初は、まさか子供がと思いましたが、子供たちにははかり知れない可能性があることを改めて知りました。名寄市においては、子供に対してどのように取り組まれているかお尋ねいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員のほうから東京の江戸川区の視察行った話をされておりました。その施設につきましては、1階には知識を得るための子どもライブラリー、2階には五感を使い実際に体験をすることができる子どもアカデミーということで機能を2つ持った施設だというふうに私もちょっと調べさせていただきました。名寄市におきましては、過去には先ほど市立名寄図書館の当初プラネタリウム館であったり、郷土資料室ということで子供たちが学習なり研究できる複合的な施設でスタートをして、今はそれぞれの施設に分かれているところでありますけれども、名寄市におきましてはそれぞれ今あります北国博物館だったり、名寄市立天文台、そういったところとしっかり連携をしながら、子供たちに研究や観察できる体制を社会教育施設として取り組みを進めていきたいというふうに考えています。東京のように1カ所にいろんなことができる施設があればいいのですけれども、なかなかそういった施設もすぐ建てるというふうになりませんので、そういった施設を有効活用しながら子供たちの教育の充実に努めてまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ありがとうございます。

す。ぜひ子供たちに学ぶことの楽しさ、知ることのうれしさを小さいころから経験していただくために市立図書館としてサポートしていただいてこれからも子供たちのためにいろいろな企画を立てていただくこと、また市民のためにたくさんの企画を立てていただくことを希望いたします。

4番の男女共同参画について再質問させていただきます。名寄市の女性委員、女性管理職登用状況では、管理職については成果が見られるところでございますが、女性委員の目標値50%となっておりますが、実際には横ばいかやや落ちているような状況で、23年には40%だったものが平成25年には37.8%となっております。この原因と対策についてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 市における各種委員会の女性の登用率と申しますか、そこについてでございます。今議員が言いましたように、大体同じぐらいの率がここ数年続いているというのが現状だというふうに認識しております。その要因ということでありまして、市が意識的に女性を指名するというのがなかなか難しい状況があるのが1つあります。それは、例えば各種団体等あるいは地域等に委員さんの推薦をお願いするという場合がありますけれども、これについてはこちらで特段男性、女性という分けをして御依頼をするというのはなかなか難しいことでもありますので、そういった意味では御依頼した先の役員の方あるいは代表する方がやはり現状の中では男性が非常に多いというのが1つあるのかなというふうに思っています。それと、もう一つは、市民の皆さんに積極的に参画いただくということで、これは自治基本条例に基づいての取り組みでありますけれども、公募等もいろんな委員会ですべていただいているような状況にありますけれども、ここも比べると男性のほうが総体として多くはないのかもしれませんが、どうしても比率でいうとやはり男性のほうが多く手が挙がるというのも

あります。これらをあわせていくと、市から直接お願いするいわゆる有識者については一定程度男女の比率について配慮はしますけれども、その他の要因による委員さんについてはなかなか行政側の意図だけでは女性の登用ができないという部分がありまして、結果として3割あるいは4割という女性委員の率になっているというのが現状だと思っております。これに対する対策ということでもありますけれども、基本的に市が選ぶときについては女性の一定率については十分配慮をしているということがありますけれども、これはなかなか即効性のある対応ではありませんけれども、今回男女共同参画の条例についても策定をするということで進めておりますけれども、広く社会の中に女性の地位向上あるいは参画のそういった土壌が広がっていかねばなかなかこれ以上については上がらないのかなと思っておりますけれども、とはいつつも毎年委員さんをお願いするわけでありまして、できる範囲での努力については今後もしていきたいということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○2番（高野美枝子議員） ぜひ男女がともにその個性と能力を発揮できる名寄市であるために、引き続き制定に向けて取り組んでいただきますことをお願いいたします。

本日は、以上4点につきまして質問させていただきました。除排雪や道路整備、路面对策については市民の安心、安全のために力強く取り組んでいただきたいと考えています。このまちに住んでいてよかったと思える食育や図書館の充実等、安心が実感できるまちづくりに引き続き全力で取り組んでいただきますことを申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

防災行政について外2件を、佐々木寿議員。

○12番（佐々木 寿議員） ただいま議長より御指名と発言の許しをいただきましたので、さきの通告順に従いまして、質問してまいりたいと思います。

先ほどは、さきの東日本大震災において多くの犠牲になられた方々、そして余儀なく避難生活をされている方々、なお仮設住宅に暮らしている方々に思いを寄せて黙祷をさせていただきました。本当に多くの犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表したいと思います。現地では、復興がいまだにまだ進んでおりません。昨日政府としても新たな5年間の復興支援の枠組みをことしの夏までに策定方針を表明したところであります。一方で、この大震災によって本当にとつとつ教訓を得ました。このことが災害対策基本法の一部改正へとつながりました。そこで、防災行政について、災害対策基本法の改正に伴う本市としての対応について伺います。未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の見直しがこれまでの防災対策推進検討会議での検討を受け、大規模、広域な災害に対する即応力の強化と住民等の円滑かつ安全な避難の確保、あるいは被災者保護対策の改善、そして平素からの防災への取り組みの強化を内容とした災害対策基本法の一部を改正する法律が25年6月に可決成立され、公布されました。さらに、26年11月には大規模災害時において直ちに道路警戒を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる法律が平成26年11月14日に成立し、平成26年11月21日に公布、施行されました。本市としても、さきの定例会初日において手挙げ方式による災害時の要援護者登録の取り扱いについ

て規定化する名寄市個人情報保護条例の一部改正が全会一致で可決をされたところでございます。そこで、さらに本市として災害対策基本法の改正に伴って、1つ目は避難行動要支援者の名簿の作成、2つ目は避難指示等の具体性の確保、3つ目は被災者支援のための情報基盤の整備、特に安否情報の提供、罹災証明書の交付等、被災者台帳の作成をどのように進めていくのか、また4つ目に平素からの取り組みの強化についてどのような考えなのか伺いたいと思います。

大きな項目の2つ目は、教育行政について、小学校の外国語、英語教育の導入について伺います。文部科学省は、2013年10月に小学校3年生から英語教育を開始する方針を固めました。これに伴い、2011年度から公立小学校の5、6年生において必須となっていた外国語活動を正式に教科に格上げして初等教育の段階からグローバル化に対応した教育を充実することで世界の中で闘える人材を育成することを狙いとし、東京オリンピックが開催される年と同じ2020年までの実施を目指すこととなっております。教育行政執行方針においても小学校外国語活動については各種研修会への参加や名寄市教育研究所の研究班活動を通して教員の指導力向上と授業改善に努めるとしてありますが、具体的にどのように進めていかれるのか、現段階での見解を伺います。

次に、スクールソーシャルワーカーについて伺います。近年いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの背景には学校だけでは解決困難な事案も多く発生しており、児童生徒が置かれたさまざまな環境の問題が複雑に絡み合っております。そのため、関係機関等と連携調整するコーディネート、児童生徒が置かれた環境の問題、家庭、友人関係等への働きかけなどを通して問題を抱える児童生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカーの役割が一層重要となっております。スクールソーシャルワーカーを活用している教育委員会においては、不登校児童生徒の学校復帰の割合が高いなど、

その効果が確実にあらわれてきていると言われております。道内におけるスクールソーシャルワーカーの認知度は高いとは言えないことや、人数も十分とは言えない現状にあるという報道がありました。そこで、当市の現状、さらに将来を踏まえて導入、活動、養成、任用についての見解を伺います。

大きな項目の3項め、観光行政について伺います。交流人口の拡大に向けての取り組みについて伺います。地域間の競争による個性ある地域の発展が求められる中、交流人口を拡大するには各自治体がそれぞれの工夫や知恵を生かした独自の取り組みを進めることにより地域の魅力を打ち出していこうということで、当市としても市長のトップセールスを初め日ごろから推し進めているところであります。地域共有の課題となっている人口減少に誘発される経済基盤の弱体化は、今後進行していくことが予想され、具体的推進として名寄市観光振興計画を策定しております。都市機能を維持し、持続的な経済活動を支える上で地域資源を生かした観光を初めとする各種振興策による交流人口の拡大と高付加価値ブランドの開発の確立を求めています。交流人口の拡大を図るためには、個性ある地域の形成と交流活動を支える交通ネットワークの構築が重要と言われております。成功している取り組みの大きな要因の一つには、地域全体がもてなしの心を持って参加者を温かく受け入れることを徹底していることが挙げられているようです。当初の計画では、これからの名寄市の観光を考えた場合、魅力ある地域資源を活用し、地域と住民が主体となって交流人口拡大の視点に立ったまちづくりを行い、来訪者を受け入れることが必要であり、これが地域経済の活性化に結びついていくと思われまます。そして、住民自身が地域資源の価値を理解し、磨き上げ、誇りを持つことによって来訪者が何度も訪れたいくなるような活力あるまちが実現することをうたっております。執行方針でも国際交流事業で交換学生や、

あるいは教育旅行の受け入れ、そして国内交流では子供を含めた人的交流や特産品販売など交流のきずなを深めるとともに、交流居住の推進、地域おこし協力隊の促進を図るとしてまいります。そこで、新年度は地方創生と相まってさらに推し進めるために個性ある地域の形成はどのように進めていくのか、2つ目は交流活動を支える交通ネットワークの構築をどのように推進していくのか、3つ目は市町村の連携による地域間交流の促進について具体的な施策があるのか伺ってまいります。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま佐々木議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目の2につきましては教育部長から、大項目3につきましては営業戦略室長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目の1、防災行政について、小項目の1、災害対策基本法の改正に伴う本市としての対応として、初めに避難行動要支援者名簿の作成について申し上げます。平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。他方、例えば消防職員、消防団員の死者、行方不明者は281名、民生委員の死者、行方不明者は56名に上るなど多数の支援者も犠牲となったところです。こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう平成25年の災害対策基本法の改正が行われたところであります。これに伴い本市では、3月末までに避難行動要支援者の把握を行い、名簿を作成できるよう目下準備を進めているところであります。また、名簿の活用につきましては地域防災計画に定めることとされておりまますので、法定化されている必要な項目につきましては3月下旬に開催予定の名寄市

防災会議に諮る予定であります。あわせて、避難行動要支援者に関する全体計画についても避難行動要支援者名簿の作成とセットで行わなければならないため、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に規定をされております地域防災計画の策定に当たっての留意事項に基づき、関係機関、団体のほか、日常から避難行動要支援者とかかわる者や高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促すことを基本に進めてまいります。

次に、避難指示等の具体性の確保についてであります。自然災害が猛威を振るう中で平成25年8月には気象警報に特別警報が加わるなど、新たな制度を用意せざるを得ない中で国の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインが平成26年4月に大幅に改定されたところであります。災害対策基本法では、一人一人の命を守る責任は最終的に個人にあるという考え方に立っていますので、行政は住民が避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供する役割を担うこととなります。このため行政は、災害ごとに避難勧告等の基準をつくる必要があります。昨年からの作業を進めているところであります。これらを含む災害の業務は、地域防災会議が決定する地域防災計画に定めることとなりますので、洪水、土砂災害に係る避難勧告等の基準について3月に開催する名寄市防災会議において決定していく予定であります。

次に、避難者支援のための情報基盤整備についてのうちの安否情報の提供についてであります。東日本大震災では被災者の安否情報について個人情報保護条例との関係から家族への回答に困難性が生じた自治体があったことから、円滑に安否情報の回答を行えるように法律に明記された経過がございます。現在国の安否情報確認システムが市の防災情報システムに組み込まれていることから、これらのシステムを円滑に運用していけるようスタッフの育成と対応を進めてまいります。

次に、罹災証明の交付についてであります。東日本大震災では交付まで数カ月を要したことが

ら、自治体の被害調査の体制整備に関して災害対策基本法に規定化され、自治体は災害の程度に応じた適切な支援の実施を図るため被災者の申請に基づき遅滞なく罹災証明を交付することとなりました。また、これを実効あるものにするため、平常時の交付に必要な事務の体制整備についても市町村長の義務としているところであります。本市では、罹災証明の発行事務について名寄市地域防災計画及び市税条例の中で事務分掌化されております。本市のこれまでの経過としては、平成22年7月29日に発生した水害時に罹災証明の発行対応を行っておりまして、発行日数については翌日の被害状況の把握からおおむね4日程度で交付に至っております。家屋の損壊が大規模に発生するような災害が起きますと、自治体は発災後すぐに罹災証明の大量な申請から職員が証明発行業務に追われるということは全国的な災害対応の例からも明らかなことであります。家屋損壊の評価に当たっては、家屋の損壊度合いの基準について全国的に確立されていないことが課題としてありますが、自治体としては不均衡な評価を避ける必要がございます。本市では、新潟中越地震を経験した自治体スクラム支援会議の構成市である新潟県小千谷市と詳しい情報交換ができる立場にあり、小千谷市の体験した罹災証明の大量発行の経験及び知見を参考に罹災証明発行事務を進めてまいります。罹災証明書は、被災された市民に対し災害救助の観点から被災者生活再建のための支援として住宅被害を必須の証明事項と位置づけており、今後も交付につきまして災害対策基本法の趣旨に沿った制度運用と迅速な処理を実施していきたいと考えております。

次に、被災者台帳の作成についてであります。支援漏れや手続の重複をなくし、中長期的にわたる支援を効率的にするため情報を集約した台帳を法定化し、個人情報の有効な利用が可能になるよう制度化されました。災害対策基本法第90条の3の規定におきましては、「市町村長は、当該市

町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳を作成することができる」とされており、予算等伴うこともございますが、台帳作成について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、平素からの取り組みの強化についてであります。平成25年の改正災害対策基本法では減災の考え方など災害対策の基本理念の明記、災害教訓の伝承など住民の責務への追加、災害応急対策にかかわる事業者の災害時の事業継続と自治体の協力など、また民間事業者の責務の明記が災害対策基本法に規定されたところであります。これらについては、名寄市におきましても防災訓練、備蓄品の用意、自主防災組織の育成、民間事業者との災害時の協定の推進、また自助、共助、公助の考え方について周知、啓蒙を図ってきているところでありますので、さらなる取り組みを継続して行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私のほうからは、大項目2の教育行政について、小項目1の小学校の外国語、英語教育の導入についてお答えいたします。

グローバル化の進展の中で国際共通語である英語力の向上は、我が国の将来にとって極めて重要であり、小学校における英語教育の拡充強化、中高等学校における英語教育の高度化など、小中高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図ることが求められております。このため文部科学省では、平成25年12月にグローバル化に対応した英語教育改革実施計画を公表し、その具現化に向けて平成26年2月に英語教育のあり方に関する有識者会議を設置いたしました。その後有識者会議では9回の審議を重ね、平成26年9月に審議のまとめを報告しております。この報告では、

教育目標、内容の改善として、現在は小学校5、6年生で行われている教科外の外国語活動を小学校3、4年生で行うことや小学校5、6年生では英語を教科として行うことなどを提言しております。また、入試などの改善として、現在は読む、書くが中心の大学入試では聞く、話すも加えた4つの能力をバランスよくはかることなどを提言し、アジアの中でトップクラスの英語力を目指すとしております。今後これらの改善事項は、第8期中央教育審議会の中でさらに検討され、学習指導要領の改訂後平成30年度から段階的に先行実施される予定であります。

さて、英語教育の改善事項の一つである小学校外国語活動についてであります。現在は英語を取り扱うことを原則として中高等学校等における外国語科の学習につながるコミュニケーション能力の素地を養うことを目標に5、6年生において実施されております。授業につきましては、週当たり1単位時間、年間で35単位時間実施し、積極的に外国語を聞いたり話したりする活動や日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深める活動などが行われております。また、指導については、学級担任の教師または外国語活動を担当する教師が外国語指導助手等の協力を得て行っております。こうした小学校外国語活動について有識者会議では、コミュニケーション能力の素地を養うという観点で成果が出ていると報告しております。一方、文部科学省の平成24年度の小学校外国語活動実施状況調査では、中学校の8割が小学校の英語の授業で英単語を読む、書く機会が欲しかったと回答しているなど、小学校での外国語活動から中学校での外国語科への接続が円滑に行われていない場合も見られると報告しております。このような成果と課題を踏まえて有識者会議では、小学校においては5、6年生では身近なことについて基本的な表現によって聞く、話すに加え、積極的に読む、書くの態度の育成を含めたコミュニケーション能力の基礎を養うことや3、4

年生から外国語活動を開始し、音声になれ親しみながらコミュニケーション能力の素地を養うことが適当であると提言しております。今後小学校5、6年生における英語教育の教科化に向けては、高度な英語指導力を備えた教師の確保や新たな指導用教材の整備が必要となります。また、小学校3、4年生における外国語活動の開始に向けては、学級担任に対する研修の充実や外国語指導助手等の外部人材のさらなる活用が求められます。このため現在文部科学省では、英語教育推進リーダー中央研修や英語教育強化地域拠点事業などを実施し、英語教育の改革に向けた条件整備を進めているところであります。教育委員会といたしましては、国の英語教育改革の動きを注視し、関連情報の収集、整理を行うとともに、必要に応じて指導資料や教材、教具等の整備を進めてまいります。また、各学校には名寄市教育研究所の外国語活動英語班の研修活動や上川研修センターの外国語科指導講座、道教委のグローバル化に対応した英語指導力向上研修等を通じて教員の実践的な指導力を一層高め、外国語活動の充実を図りながら新しい英語教育の実現に向けた校内体制を整えていくようお願いをしております。

次に、小項目2のスクールソーシャルワーカーについてお答えいたします。議員が御指摘のように、近年全国各地でいじめや不登校、暴力行為、児童虐待など学校だけでは解決が困難な事案が発生しております。このような喫緊の問題に対応するため、心理カウンセリングや精神医学的な助言をするスクールカウンセラーのほかに、当該児童生徒や保護者の生活状況、経済状況、社会保障の状況等に応じ福祉等の関係機関と連携して支援を行うスクールソーシャルワーカーの役割が一層重要になっております。しかしながら、スクールソーシャルワーカーの養成課程を持つ大学は道内には2校しかないことから、スクールソーシャルワーカーの人材確保が難しい状況にあります。このため文部科学省では、スクールソーシャルワーカー

一は社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を持っていることが望ましいが、地域や学校の実情に応じて福祉や教育の分野において専門的な知識、技能や活動経験等がある者のうち学校内におけるチーム体制の構築、支援ができる者や教職員等に対する支援、相談、情報提供等が適切に遂行できる者を選考することとしております。現在道教委では、平成20年度から文部科学省の委託を受け、スクールソーシャルワーカー活用事業を実施し、平成26年度には道内25市町村と道立高校に計34名のスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、道教委にも2名を配置しております。さらに、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの相談を受けたり、支援を行う7名のエリアスーパーバイザーを全道に配置し、スクールソーシャルワーカーの活用方法等について調査研究を行っているところであります。本市におきましては、スクールソーシャルワーカーは配置はしていませんが、いじめ、不登校等の問題に対応するため学校への定期的訪問、ケース検討会議のコーディネート、関係機関との情報の共有化や連携等の業務を担う教育推進アドバイザーや当該児童生徒やその保護者の相談等に対応する教育専門相談員を名寄市教育相談センターに配置をしているところであります。これまで教育推進アドバイザーは、地域や学校の実情に精通しているとともに、豊富な経験と知識を有する退職校長が職務につき、スクールソーシャルワーカーと同様の業務を推進しております。今後教育委員会といたしましては、教育推進アドバイザーや教育専門相談員を中心に児童生徒が抱える問題の解決に向けた取り組みの充実を図ってまいります。さらに、スクールソーシャルワーカーの活用についても先進事例を参考にして調査研究を進めてまいりますと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 私からは、大項

目3、観光行政についてお答えいたします。

まず、小項目1、交流人口の拡大に向けての取り組みについて、個性ある地域の形成はどのように進めていくのかについてであります。名寄市観光振興計画に掲げる交流人口の拡大を推進する組織である名寄市観光交流振興協議会においては、おもてなしの心を持って来訪者を温かく迎え入れることを目的にホスピタリティー部会を設置しております。この部会では、名寄市観光ボランティアとも連携してさまざまな取り組みを進めており、昨年の夏にはサンピラーパークひまわり畑に設置した観光案内所で来訪者に対して市内の他のひまわり畑を初め、見どころや食べどころなど当市の魅力を伝えております。また、ホスピタリティー部会では、平成25年度に主に市内観光関係業者等を対象にホスピタリティー研修会の台湾等中華圏編及び英語編をそれぞれ開催し、毎年雪質日本一フェスティバルにあわせて開催される国際雪像コンクールの参加者や台湾からの教育旅行の受け入れの際のおもてなしに生かしていただけるよう取り組んでおります。台湾との中学生野球交流におきましては、名寄市台湾交流実行委員会が主催して台湾や東京都杉並区に派遣される中学生を対象に中国語の事前学習会も開催しております。新年度は、地方創生に基づく地方版総合戦略策定に向けて観光振興計画の検証、見直し作業を進める中でさらなる交流人口拡大に資するハード、ソフト両面の受け入れ態勢を整備してまいります。

次に、交流活動を支える交通ネットワークの構築について申し上げます。交流人口の拡大を図るためには、議員御指摘のように交流活動を支える交通ネットワークの構築が重要であると認識しております。昨年8月に決定された北海道縦貫自動車道、士別市多寄町から名寄市間12キロメートルの事業再開は、札幌圏や旭川空港からのアクセス誘導、交通のネットワーク確保に大きく前進を見せたものと考えており、地域にとって必要不可欠なインフラである士別市多寄町から名寄市間の

早期着工に向け、関係期成会や各種団体と連携を図り、国会議員や関係省庁に対して強く働きかけてまいります。また、公共交通機関などを利用したアクセスの確保や利用者の利便性の向上についても交流人口の拡大を図る上で重要なことと受けとめておりますことから、圏域自治体や関係団体と連携を図りながら対応策について研究してまいりたいと考えております。

続きまして、市町村の連携による地域間交流の促進についてお答えいたします。名寄市観光振興計画では、交流人口拡大を図る市町村連携の広域の取り組みとして天塩川流域PR事業の推進を掲げておりますが、道の取り組みを引き継ぐ形で平成24年度に天塩川周辺13市町村によるテッシ・オ・ベツ賑わい創出協議会を設立し、住んでよし訪れてよしの天塩川王国、てっしらんどを目標にさまざまな取り組みを進めてきております。同協議会では、平成24年度から25年度には移住希望者を対象とした移住モニターツアーを冬と夏に実施したほか、地域住民同士がお互いの魅力をもっと知るための住民再発見ツアーを実施するなど、観光の空白地帯と言われる道北の各市町村に点在する地域の魅力を線で結び、広域に面で捉えることでさらなる交流人口の拡大を図っています。平成26年度には、各市町村の住民が連携して「HAPPY天塩川」の動画を制作し、YouTubeに公開することで天塩川周辺11市町村の魅力を全世界に発信しました。また、伝統的な北欧の木製マグカップを天塩川エリアの材で天塩川エリアの人がつくる天塩川ククサとしてブランド化することとし、7市町村の作家がそれぞれ独自のククサを製作したところです。新年度は、この新たなブランドが道内外に定着するよう、ダウン・ザ・テッシーオーペッカヌーツーリング大会の参加者及びスタッフに対するあっせん販売や道の駅での展示販売など、さらなる連携した取り組みを進める予定です。

以上、私からの答弁といたします。



○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） それでは、答弁をいただきましたので、時間の許す限り再質問させていただきます。

まず、防災計画でありますけれども、今月末に防災計画を見直して会議をやるということで、ほとんどがそういう状態で、先ほどの質問項目についてはそれを進めるということに伺いました。その中で避難行動の要支援者名簿の作成については、要配慮者、いわゆる高齢者、障害者、幼児、あるいはその他配慮を要する人、これらも加わっているのか、これを加えて作成するのか、あるいはそれともう一点は発災後、発災してから避難所に行けるまでの間に障害を受けた人、あるいは避難所で何らかの関係で障害になった方、これらも一緒に名簿を作成するのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、名簿の作成についてでありますけれども、ここについては法の改正等がありまして内部情報の活用が可能になったということでもありますので、関係部局、特に福祉部局のところを中心になるかと思っておりますけれども、そのデータも活用しながら名簿を作成させていただきたいというふうに思っています。基本的には条件については、この間作成をしてきました災害時の要支援者の条件がありますけれども、それを基本としながら条件として各種庁内にありますデータを活用して名簿を作成していきたいと思っております。これについても国のほうで3月30日までの状況について公表するという姿勢であるようでもありますので、名簿の作成については年度内の作成について目下準備を進めているということで御理解をいただければというふうに思います。

それと、もう一つ、発災後の移動、あるいは避難所において要支援となった場合の対応についてということでもありますけれども、これは名簿の整

理の中ではまだそういった状況には陥っておりませんので、名簿の中ではその人たちが要支援だという、あるいは要配慮だということについてはわからないと思いますが、ただ避難所においてなった場合については避難所にはそれぞれ行政からも担当が行きますし、これは保健師等も含めて対応しておりますので、その場で例えば体調を崩された方については保健師等を含めての対応させていただくことになると思います。あと、なかなか移動中については行政がついてということにはならないかと思っております。ここについては、ある意味では自主防災組織ですとか、あるいは共助の中で移動する、あるいは自分で移動されるということかと思っておりますけれども、ここについてはそれぞれの判断のところになるかと思っておりますし、あるいは避難所に到着をすれば我々行政側も待機をしておりますので、そこで適切な対応させていただくということになるかと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） そういう要支援者、配慮者についてはしっかりと把握をしていないと、やはり将来的にかなり避難所の問題とかいろんな問題でいろんなことが起きてくるのではないかと思いますので、できる限りやっぱりそういうような名簿はしっかりと把握させていただきたいというふうに求めておきたいと思っております。

この避難行動要支援者名簿というのは、これはどこが担当するのですか。総務ですか、それとも例えば健康福祉ですか。どこが把握、担当するのですか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここは、総務だ、福祉だということではなくて、関係する部局の中でしっかりと管理をしていきたいというふうに思っています。総体的には防災そのものは総務になりますし、その中の例えば避難所となれば健康福祉部となりますけれども、防災本部の中でその

辺については位置づけをしていきたいという考え方をしていますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） わかりました。

それでは、きょうの新聞で道も防災計画において災害時に住民が身を寄せる緊急避難所、これを指定している市町村の割合を14年度10月の10%から17年度は100%に上げるというふうに計画で示されております。そこで、避難所のことではちょっと伺いたいと思いますが、一般の避難所であるところはわかっているのですけれども、指定ですね、さらに生活が困難な配慮者、あるいはその状態に応じて特別な配慮を受けられる福祉避難所、これはあらかじめ指定したほうが良いというふうに、市町村はやってくれということが書かれているのですが、今の段階で一般避難所、それから福祉避難所、これはしっかりと指定されているのでしょうか、それともこれからやる事業なのでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 臼田総務部長。

○総務部長（臼田 進君） ただいま避難所の関係で御質問いただきました。現状の防災計画の中では、一時避難所と収容避難所ということで、短期的に避難すれば一時避難所と、滞在も含めてするところについては収容避難所ということで指定をしておりますけれども、ここは法が改正されておまして、今議員が言われましたように従来の一時避難所については指定緊急避難場所、従来の収容避難所については指定避難所ということで多少定義変わっている部分ありますけれども、大きくはそのように移行したということで御理解いただきたいと思います。現行の一時避難所、収容避難所については、ハザードマップ等でも市民の皆さんにお示ししておりますけれども、これらの施設がそれらの避難所になっているということであります。今回3月30日の防災会議の中で見直しを図りたいというのは、実は今度新たに指定緊急

避難場所、指定避難所となりますけれども、この指定を新たに見直しをして改めて指定をしたいということでもあります。基本的に公共施設が中心になりますので、大きく変わるということではありませんけれども、法の改正、あるいはこの間の災害の状況など踏まえて一定の見直しを図りたいという考え方でおりますので、御理解いただければと思います。

最後にありました福祉避難所の関係についてであります。これについては、現行の防災計画の中でも総合福祉センターの指定は行っているというのは事実としてあります。ただ、この間なかなか運用がなかったという部分もありまして、実際に稼働する段階でどのような形でやったらいいのかについてはこの間なかなかマニュアル化も含めてできていなかったというのが事実であります。ただ、施設があるのと、そこには幸いに社協が入っているのもありますので、一定程度のマンパワーの確保はできるのではないかという見込みも含めてしたところでありますけれども、今回の防災計画の見直し、さらには4月以降に実際にどのように運用を図っていったらいいのかについては今後検討させていただきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 冬のさきの避難所に関しては、ああいうことで防災訓練をやって足りないところ、あるいは課題が見つかったのだと思いますが、平常時の場合は今やっているのですけれども、まだまだ備蓄については少ない環境にあります。それは、今後予算の関係もありますけれども、いつ災害が来るか、なるかわかりませんので、なるべく早い段階でそういうものを整えておくとか、あるいは避難所の周知、これもしっかりとっておかなければいけないのではないのかなと。

先ほど高野議員のほうからもハザードマップについて言われましたけれども、実際に私のところ

に来ているのはハザードマップはわかりづらいと。地域のところでしっかりとやったハザードマップがないと、全部が描いてあるので、どこがどういうふうになっているのだから全然わからぬと。そういうことも含めてその会議にしっかりと盛り込んでいただいて、やはり市民がしっかりとわかるようなハザードマップにしていきたいと、こういうふうに求めたいと思います。

なお、先ほど福祉避難所については、確かに地域福祉センターとか、あるいはそういう福祉関係の施設に入るのはなかなか難しいのではないのかなというふうに、今の状態でいきますと満杯なので、それをカバーするのはどこかほかのところに指定しなければいかぬのか、あるいは学校の中にそういう福祉施設を兼務したところをやるのか、そういうような部分もしっかりと考慮していただきたいなというふうに思います。

それから、その関係で別に避難しなくてもいい方も家庭の中で例えば避難をしている方、これについてのこういう福祉関係の対応とかということ、そこまでは手伸ばせるのでしょうか、その辺の見解を伺いたいと思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 今何点かいただきました。1つ、備品の関係については、新年度の予算案の中でもポンプと、あるいは発電機含めて予算案として出させていただいておりますし、また今年度についても郵便局長協会でしたか、ちょっと名称が違ったら失礼でありましたけれども、発電機を防災用にということで御寄附いただいております。あるいは、民間の市内にあります王子さんのグループのほうで、これは購入した分でありますけれども、段ボールベッド、あるいは段ボールを使ったトイレなども購入をしておりますし、そのほかにも市町村振興協会の補助金を活用しながら一定程度備品をそろえてきたという分がありますので、それと新年度については災害の食料なども含めて予算案に入れておりますので、今後も

計画的に進めていきたいと考えているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

それと、ハザードマップについてわかりづらいというところでいただきました。言われるとおり、1枚物の表裏で全市内的な分を表示をしているということでありますので、そういった意味では全体が見えていいという意見もあるのかもしれませんが、一方でそれぞれの市民一人一人から見ると自分の地域が小さくなるということもありますので、わかりづらい部分もあるかと思えます。ここについては、まちづくり懇談会等でもさまざまな御意見いただいておりますし、中には地域みずから地域のマップをつくるのだという、そういった御意見いただいているところもありますので、ここはぜひ市民との協働という形の中でわかりやすいものを作成してまいりたいと、そのように考えていますので、御理解いただければと思います。

それと、福祉避難所のところについてでありますけれども、これは言われるとおり非常に難しいところがあるというふうに私も認識しています。単純に施設があればいいということではなくて、施設に入ってきた人たちにどのように対応するかということで、いわゆるマンパワーをどう確保するかということ、1人、2人の対象者であれば対応はできるのかもしれませんが、大規模に災害が起きたときに多数の人が入ってきたときにどう対応するかについてはなかなか行政だけでは難しい分もあるかと思えますので、ここは関係機関、団体の活用も含めてどのような運用を図っていくのが望ましいのかについてももう少し時間をかけて検討させていただきたいと思いますので、あわせて御理解をいただければというふうに思います。

最後に、家庭での例えば今回は垂直避難ということを随分強調させていただいておりますけれども、垂直避難後にどのような対応ができるかということでありますけれども、この間の災害の状況を見ますと、幸いに水については24時間以内に

は引いているというのがこの間の災害だというふうに思いますので、基本的には健康な方については垂直避難をされても水が引いた後に日常生活と言ったら申しわけありませんけれども、平地を歩いて生活に戻れるのかなというふうに思っておりますけれども、問題は要配慮者というのでしょうか、この人たちに対してどう対応するかということとあります。ここについても今防災計画の見直し、さらには新年度以降の具体的な運用について検討していく予定でありますので、その中で検討させていただきたいと思っておりますので、ぜひ御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 先般は、私も冬の避難所訓練のところを見たわけですが、確かに先ほど言われる段ボールのベッドとかトイレとかありましたけれども、これからはそういう避難所はやはり女性とか子供に配慮した避難所も大切なのではないのかなというふうに思っています。トイレとか、特に我々日本人は人の顔が見えているところで用を足すというのがなかなか度胸が要るのでないのかなというふうに思っています。これは、あくまでもやっぱり女性あるいは子供の立場から考えた、そういうようなものでないと本当の避難所にならないのかなと。したがって、防災マニュアルづくりのときもしっかりと女性に配慮したつくりを、女性の意見を、どちらかというとなり男性主体で避難所をつくってしまうという傾向がありますので、ぜひその辺は女性の視点に立ったものにやっていただきたいなと。女性で特に着がえ場所とか、あるいは洗濯物でもそうでしょう。いろんなものがかわってくると思っておりますので、その辺も含めて関与の中で進めていただければなというふうに思います。

最後に、防災に関して一番懸念となっているのがやっぱり職員の危機感がないというのが全国的に言われていることとありますし、この名寄も合

併してから10年になるわけですが、それぞれ担当の人がかわって、そして例えば名寄の関係だったらある程度名寄の地理的条件とかかわっていると思っておりますが、名寄の人が風連のことを全部わかっているかというのと、そうでもないと思っております。その辺を解消するためにどういうふうなことを考えていられるのか。職員の意識も先ほどの総務部長のお話によりますと、過去2年間で大分そういう意識は高まっているというふうに先ほどの答弁で伺ったのですけれども、改めて伺いたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） まず、最初にいただいた女性の視点でというところでありましてけれども、ここについては国が示しております避難所における生活環境に係る指針があります。この中でもやはり女性の視点というところが必要だということが言われておりますし、幸いに名寄市の場合は先ほど言ったように短期間で避難所も閉鎖できるという状況にありますけれども、必ずしも短期だけで終わるということではないというふうに考えて、これからはそういった場合も想定されることとありますので、改めて女性の視点も含めた対応については研究をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、職員の危機感、あるいは土地勘を含めた、そういったベテランの方が希薄になってきたのではないかとこのところだと思いますけれども、まず危機感のところについては先ほども言いましたけれども、これまでは災害という、名寄市は安全なところでしたので、どちらかというとなり対岸の火事的な部分があったのかもしれませんけれども、これは22年、さらには昨年は2回にわたって実際に災害がありましたので、職員もかなり危機感を持っていると私は実感しております。ですから、ただ全ての職員が携わったということでは必ずしもないと思っておりますので、ここはやはり経験することが一番の危機感を持ってもらう点では重

要なところだと思いますので、若手、ベテランに関係なく、災害対策については全員が携わるのだという、そういった体制のもとに危機意識を高めていきたいと思ひますし、さらには土地カンのないところも確かに団塊の世代が卒業されて随分若返っている分がありますし、そういう面では土地カンの確かにない分あると思ひますけれども、今言いましたように実際に体験してみるというところを通じながら土地カンも養っていききたいと思ひますし、職員研修の中でも実際に防災の関係取り上げるようにしておりますし、現地も回って実際に見てもらおうというところも含めて職員研修、防災のほうで連携して進めているところでありますので、こういったことを通じながら不足する分については補ってまいりたいと思ひておりますので、御理解をいただければと思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） 避難所、やっぱり平常時から要支援者、あるいはその支援をする関係者、これらのマッチングが非常に大事だと思うのです。そういう部分の研修、あるいは技能を高めていただきたいと思ひますし、この3月末に防災の会議があるということですが、じっくり立派なものをつくるということではなくて、いつなるかわからない状況を考えればできることからやっぱりスピード感を持ってやっていただきたいというふうに思ひております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。英語教育について1点だけお願ひしたいと思ひますが、全国的にこの問題が出たときに私は賛成をしているのですが、教師の間では英語よりもまず母国語を大切にしたいほうがいいのではないかという意見とか、自分の子供にそんなことまで苦勞させることないのではないかという親御さんもいられるというような話も聞いていますけれども、こういうふうな方にどういふふうな理解を求めてこれからいくのでしょうか。さらに説得力を持ってお話をいただければなと思ひてい

ます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今の御質問、できるだけ説得力を持ってお答えしたいと思ひますが、先ほど答弁でも申し上げましたが、社会や経済のグローバル化が急速に進展し、異なる文化の共存や持続可能な発達に向けて国際協力が求められており、国際共通語である英語力の向上は我が国の将来にとって大変重要な課題であるというふうに考えております。このことから、現行の学習指導要領では小学校5、6年生に外国語活動が受けられております。また、文部科学省の英語教育のあり方に関する有識者会議では、次の学習指導要領の改訂で教科外の外国語活動を小学校3、4年生に行い、小学校5、6年生では英語を教科化して行うなどの提言がされているところであります。御承知のように、全国の公立小中学校では学習指導要領に基づいて教育活動を行っております。もし我が子に英語で苦勞させたくないという保護者がいる場合においては、学習指導要領の趣旨や内容等を丁寧に説明しながら、グローバル化の中で英語教育が重要であることを十分に理解していただくよう各学校に親切な対応をお願いしてまいりたいというふうに考えております。また、英語が苦手な子供に対しては、その子の英語学習のつまずきに応じてきめの細かい個別指導を行うなど、学校全体で指導体制、指導方法を工夫し、当該保護者の方の理解と協力を得ながら誠意を持って対応してまいりたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○12番（佐々木 寿議員） しっかり御説得をいただいて進めていただきたいと思ひます。

もう時間がなくなりましたので、ソーシャルワーカーにつきましては今回の川崎中の子供たちの殺害は本当にソーシャルワーカーが役立つのではないかなというふうに思ひています。今までのソーシャルワーカーというのは、何かあったときに

依頼してやるということになってはいますが、  
今後はやっぱり配置をして、そのまま配置型とい  
う方向でやったほうがいいのではないのかなという  
ふうに思っています。それから、今回の中1の事  
件は、やっぱりいろんな携帯電話とかスマホとか  
ラインとかを携帯して今までにない友達の関係が  
できている、そういう交友関係のところもかなり  
影響してくるのだと思います。これは、やはりし  
っかりと学校でも取り締まられていると思いますが、  
その辺をしっかりとやっていただきたいなという  
ふうに思います。

署名議員 塩田昌彦

署名議員 佐藤 靖

観光につきましては、代表質問等、あるいはそ  
れぞれの質問の方がありましたので、今までのこ  
とをしっかりと根につくようにやっていただけれ  
ばと思いますが、やはりいろんなやり方があると  
思いますが、それをしっかりと踏まえた、皆さん  
が言っている要望したところをよく踏まえてやっ  
ていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の  
質問を終わります。

---

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全  
て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 4時16分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ  
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す  
る。

議 長 黒 井 徹